

# 国税庁レポート 2017

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

国税庁

# 納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

近年、経済活動の国際化・高度情報化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて、分かりやすく提供していくほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

また、社会保障・税番号制度の導入を契機として、更に納税者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

適正・公平な課税・徴収の実現への取組の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組を推進しています。

特に、近年、経済社会がますます国際化している中、いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

---

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、専門体制の整備・拡充を図った上で積極的に調査等を実施しています。

引き続き、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するとともに、新たに生じる国際課税上の課題に積極的に対応してまいりたいと考えています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、国税庁ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてきました。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックスについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この「国税庁レポート2017」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成29(2017)年6月

国税庁長官 **迫田 英典**

## 納税者の皆様へ

1

## I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命	5	(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8
2 税務行政の運営の考え方	7	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
<b>コラム1</b> 小規模な税務署の効果的・効率的な運営	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	8	(3) 国税組織の機構	10
(4) 酒税行政の適正な運営	8		

## II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

11

1 情報提供等	11	4 納付手段の多様化	20
(1) ホームページによる情報提供	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組	21
(2) 租税教育	13	(1) マイナンバー制度の概要	21
(3) 説明会	14	(2) マイナンバー及び法人番号の 利活用機関としての対応	21
(4) 事前照会	14	(3) 法人番号の付番機関としての対応	23
(5) 税務相談	15	6 IT化・業務改革(BPR)の推進	24
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)	16	7 適正な源泉徴収制度の運営	25
<b>コラム2</b> e-Tax利用の簡便化に向けて 準備を進めています	17	8 関係民間団体との協調	25
3 確定申告	18	<b>コラム3</b> 東日本大震災への対応	27
(1) ICTを利用した申告の推進	18	<b>コラム4</b> 平成28年熊本地震への対応	28
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	19	<b>コラム5</b> 改正消費税法への対応	29
		<b>コラム6</b> 改正相続税法への対応	30

## III 適正・公平な課税・徴収

31

1 適正・公平な課税の推進	31	3 国際的な取引への対応	39
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	31	(1) 背景	39
(2) 調査以外の手法によるコンプライアンスの確保	33	<b>コラム7</b> 「国際戦略トータルプラン－国際課税の 取組の現状と今後の方向－」の公表	40
(3) 資料情報	34	(2) 情報リソースの充実	40
(4) 査察	34	(3) 調査マンパワーの充実	43
2 確実な税金の納付	35	(4) グローバルネットワークの強化	44
(1) 自主納付態勢の確立	35	(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	46
(2) 滞納の整理促進への取組	36	<b>コラム8</b> 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプ ライアンスの維持・向上に向けて～」の公表	47
(3) 集中電話催告センター室	37	4 各国税務当局との協力	48
(4) インターネット公売	38	(1) 開発途上国に対する技術協力	48
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	38	(2) 税務当局間の国際会議への参加	49

## IV 権利救済

50

- |            |    |             |    |
|------------|----|-------------|----|
| (1) 再調査の請求 | 51 | (3) 訴訟      | 51 |
| (2) 審査請求   | 51 | (4) 権利救済の状況 | 52 |

## V 酒税行政の適正な運営

53

- |                                       |    |                           |    |
|---------------------------------------|----|---------------------------|----|
| (1) 酒類業の振興に関する取組                      | 53 | (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組     | 56 |
| <b>コラム9</b> 最近の日本産酒類の動向               | 54 | (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組 | 57 |
| <b>コラム10</b> 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について | 55 | (4) 社会的要請への対応             | 57 |

## VI 税理士業務の適正な運営の確保

58

- |               |    |                      |    |
|---------------|----|----------------------|----|
| 1 税理士の業務と役割   | 58 | (2) e-Taxの利用促進       | 59 |
| 2 税理士会等との連絡協調 | 58 | 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 | 59 |
| (1) 書面添付制度の推進 | 58 |                      |    |

## VII 政策評価の実施

60

## VIII 資料編

62

- |           |    |        |    |
|-----------|----|--------|----|
| ○ 租税収入・予算 | 62 | ○ 滞納状況 | 64 |
| ○ 申告・課税状況 | 62 | ○ 査察   | 64 |
| ○ 調査状況    | 63 | ○ 権利救済 | 65 |
| ○ 国際課税    | 64 | ○ 税務相談 | 65 |

※1 本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

※2 本文中に掲載している国税庁ホームページに関するURLは、平成29(2017)年5月現在のものです。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の教育機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

## 1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁

# 国税庁の使命

**使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。**

## 任務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

### 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

#### (1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすかつ的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

#### (2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
  - イ 関係法令を適正に適用する。
  - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
  - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

### 2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

### 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

## 行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

#### (1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

#### (2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

## 今後の取組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

## 2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

### 国税庁の取組

#### (1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組めます。

#### (2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組めます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組めます。

#### コラム1 小規模な税務署の効果的・効率的な運営

限られた人員の下、滞納の整理促進を図っていくため、内部事務の効率化や滞納整理事務の効率化・高度化に努めています。こうした中で、小規模な税務署(対象署)の滞納整理事務については、地理的条件等を踏まえながら、近隣の一定規模以上の税務署(中心署)に集中化することにより、効果的・効率的な運営を行うこととし、平成28(2016)事務年度は、10国税局、中心署16署、対象署29署において実施しています。

また、このほかにも、差押物件の評価・公売事務等を国税局へ集中化するなど、徴収事務に関する業務執行体制の最適化に取り組んでいます。

### (3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、的確な重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その充実が認められる法人に対しては次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

### (4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類製造者に対する技術指導や酒類業者に対する酒類の表示に関する調査等を実施し、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に努めます。
- 未成年者の飲酒防止や環境への配慮などの社会的要請に対応するため、酒類の売場における適切な陳列指導や酒類容器のリサイクル制度の周知等を実施します。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況の実態調査を行い改善指導するとともに、公正取引委員会とも連携し、酒類の公正な取引環境の整備に努めます。
- 日本産酒類の輸出環境整備を図るため、日本産酒類の魅力発信や、輸出の障壁となっている外国の規制解除等について、関係省庁とも連携し、取り組みます。

### (5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡・協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

### (6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組めます。

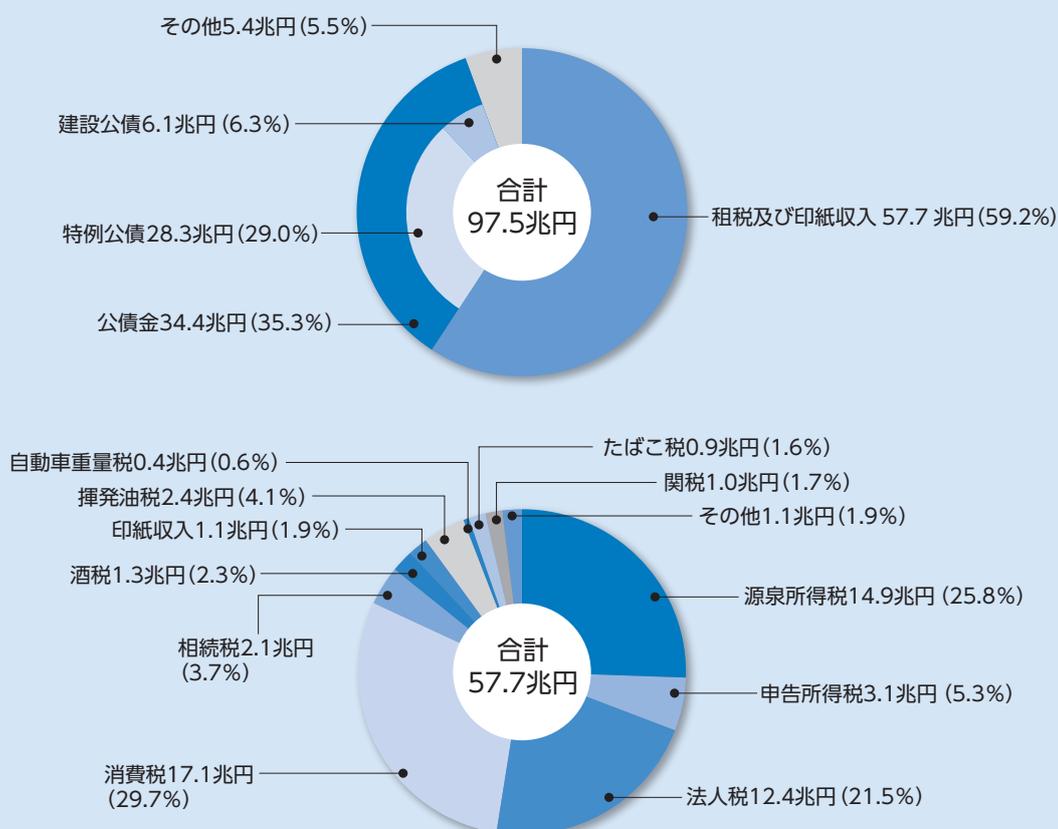
## 3 国税組織の概要

### (1) 国の収入と税

平成29(2017)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間97兆4,547億円です。そのうち57兆7,120億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

#### ■ 国の収入(平成29(2017)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

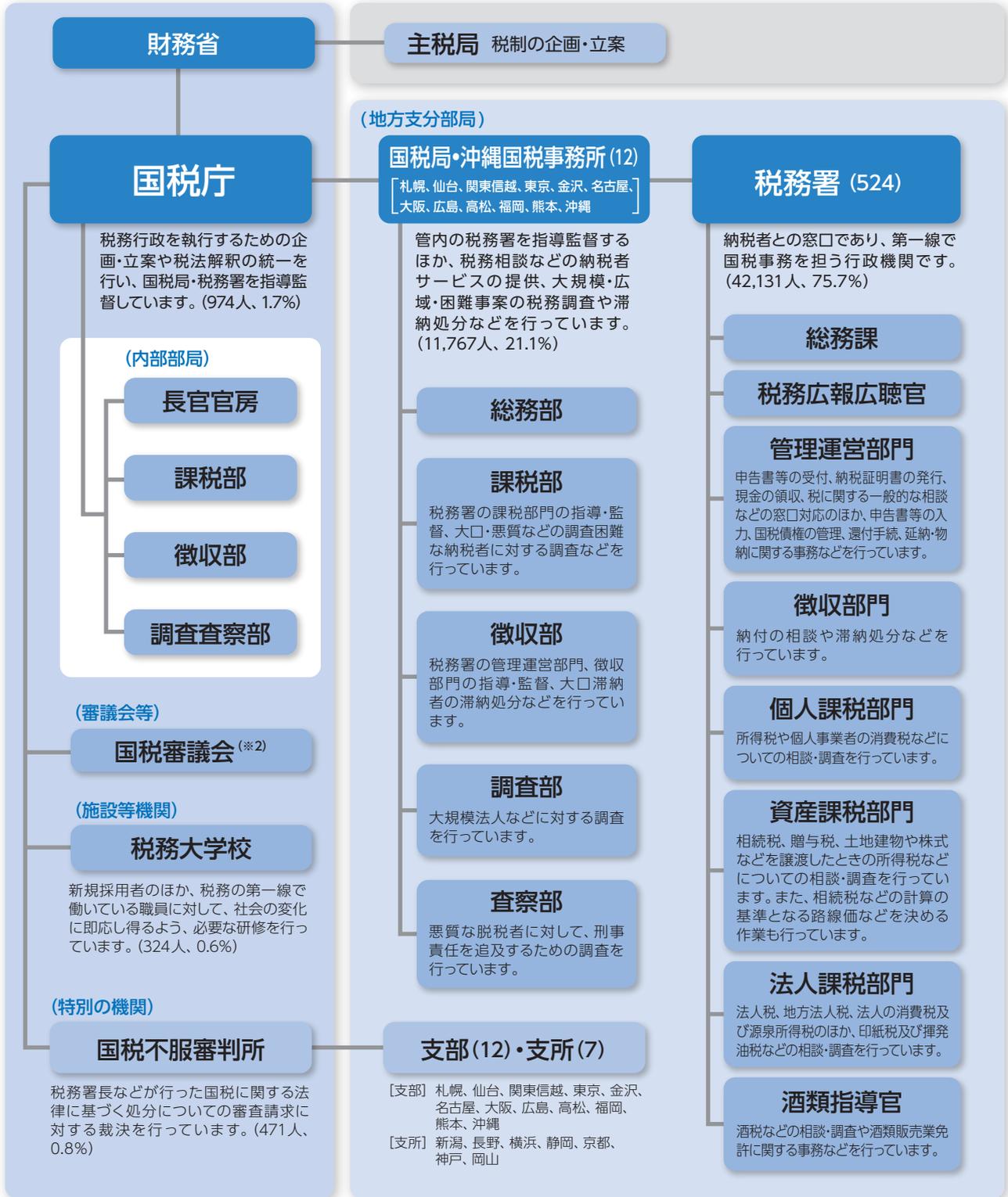
### (2) 国税庁の予算と定員

平成29(2017)年度の国税庁関係当初予算額は7,004億円で、人件費は5,598億円、一般経費は1,406億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元(1989)年に消費税が導入されたことなどに伴い増加しましたが、平成9(1997)年度にピークとなり、平成29(2017)年度の定員は5万5,667人となっています。

### (3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。<sup>(※1)</sup>



※1 各部署の人数、%は、平成29(2017)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収 適正・公平な課税・

権利救済

適正な運営

税理士業務の確保 適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## ～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

## 1 情報提供等

### ～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>) (平成28(2016)年度アクセス件数2億1,465万件)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

### 税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

## (1) ホームページによる情報提供

### ～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、利用者の目的に沿った案内機能の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)も開設しており、携帯電話やスマートフォンなどからもご覧になれます。

# 国税庁ホームページの概要

※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。

- 1 タックスアンサー(よくある税の質問)**
  - お問合せの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口
- 2 国税局・税務署を調べる**
  - 各国税局コーナーへの入口
- 3 確定申告書等作成コーナー**
  - 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
  - 作成した申告書はe-Taxで提出可能印刷して郵送等でも提出可能
- 4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)**
  - e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供
- 5 路線価図**
  - 全国7年分の路線価情報を提供



- 6 公売情報**
  - 全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供
- 7 動画で見る 税の情報・税の仕事**
  - 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用方法などについて具体的に説明
  - 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
- 8 税の学習コーナー**
  - ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
  - 学校教師向けの租税教育用教材を提供
- 9 文字拡大・読み上げ**
  - 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能
- 10 国税庁の取組紹介**
  - 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説
- 11 メールマガジン**
  - 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA\_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (2) 租税教育

#### ～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu>)を設け、租税の意義や役割を学習するページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナートップページ

※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。

#### ■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
職員	8,313人	8,428人
職員以外	26,137人	28,954人
合計	34,450人	37,382人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

#### ■ 税の作文の応募編数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
高校生の応募編数	199,401編	210,468編
中学生の応募編数	616,062編	629,534編

## 租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学租税史料コーナー (<https://www.nta.go.jp/ntc/sozei>) をご覧ください。



租税史料室

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

### (3) 説明会

#### ～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

#### ■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成26事務年度 (2014)	平成27事務年度 (2015)
開催回数	27,016回	26,671回
参加人員	1,179千人	1,180千人

### (4) 事前照会

#### ～ 納税者の予測可能性を向上 ～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

#### ■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
受付件数	126件	132件

#### ■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成27年度末 (2015)	平成28年度末 (2016)
掲載件数	1,811件	1,821件

#### ◎ 文書回答事例の例

- 職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて
- 有料老人ホームが入居者一時金を受領した際に交付する「預り証」に係る印紙税の取扱い

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (5) 税務相談

#### ～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxanswer>)にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています)。



電話相談センター

#### ■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



#### ～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

## 2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

### ～ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進 ～

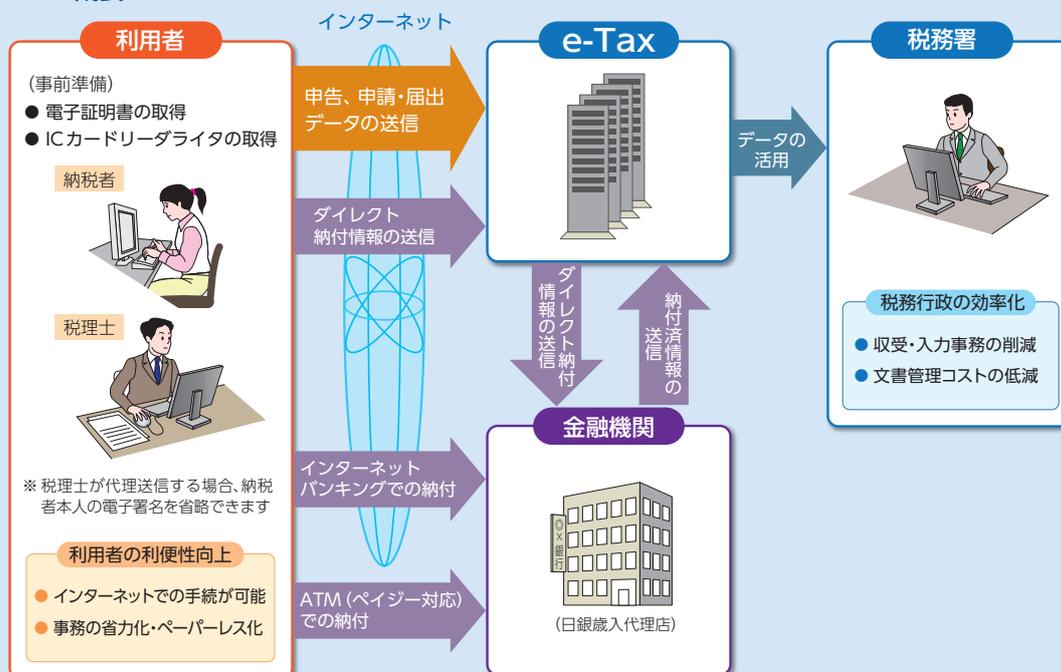
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、インターネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy)<sup>1</sup> 対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

このため、国税庁では、オンライン利用に関する政府全体の取組方針である「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26(2014)年4月CIO連絡会議決定)に基づいて決定された「財務省改善取組計画」(平成26(2014)年9月財務省決定)により、e-Taxの普及・定着に取り組んできたところです。これまで、個人の所得税申告における医療費の領収書など添付書類の提出省略<sup>2</sup>などの措置を講じてきたほか、収用証明書など添付書類のイメージデータによる提出や、マイナポータルとe-Taxとの認証連携を開始<sup>3</sup>するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

#### ■ e-Taxの概要



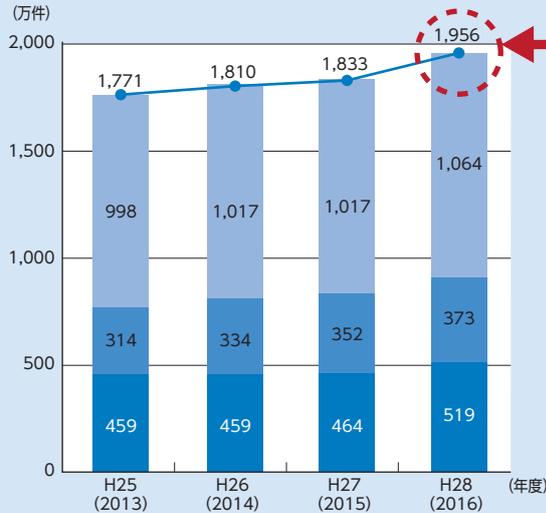
1 「ペイジー (Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

3 「マイナポータル」とは、子育てに関する行政手続のワンストップサービスや行政からのお知らせを確認するサービスなど、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できるポータルサイトです。マイナポータルとe-Taxとの認証連携を開始したことにより、マイナポータルにログインすれば、e-Tax用のIDとパスワードを入力することなく、メッセージボックスの閲覧、納税証明書に関する手続、源泉所得税に関する手続、法定調書に関する手続の利用ができるようになりました。

# Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

## ■ e-Taxの利用件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

- 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続(2手続)
- 上記以外の国税申告手続(4手続)
- 申請・届出等手続(9手続)

- ※1 「公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続(2手続)」とは、所得税申告及び消費税申告(個人)の2手続をいいます。
- ※2 「上記以外の国税申告手続(4手続)」とは、法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。
- ※3 「申請・届出等手続(9手続)」とは、給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始(変更等)届出の9手続をいいます。

## コラム2 e-Tax利用の簡便化に向けて準備を進めています

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルでの認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月からご利用いただける予定です。

### ● マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- ▶ e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワード<sup>(※1)</sup>の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。
- ▶ 今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

### ● ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします<sup>(※2)</sup>。

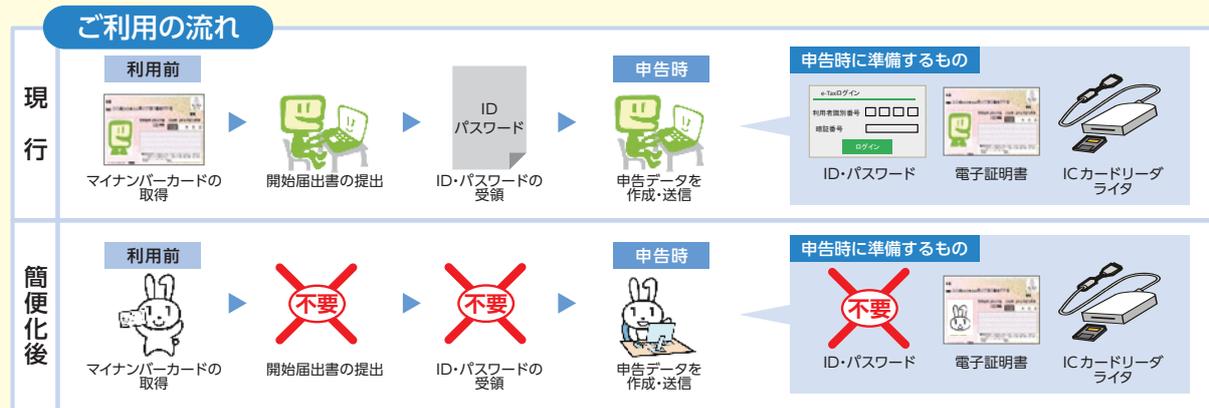
- ▶ 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います<sup>(※3)</sup>。
- ▶ メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります<sup>(※3)</sup>。

※1 e-Tax用のID：利用者識別番号 e-Tax用のパスワード：暗証番号

※2 マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応(導入後、おおむね3年を目途に見直し)として行います。

※3 なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

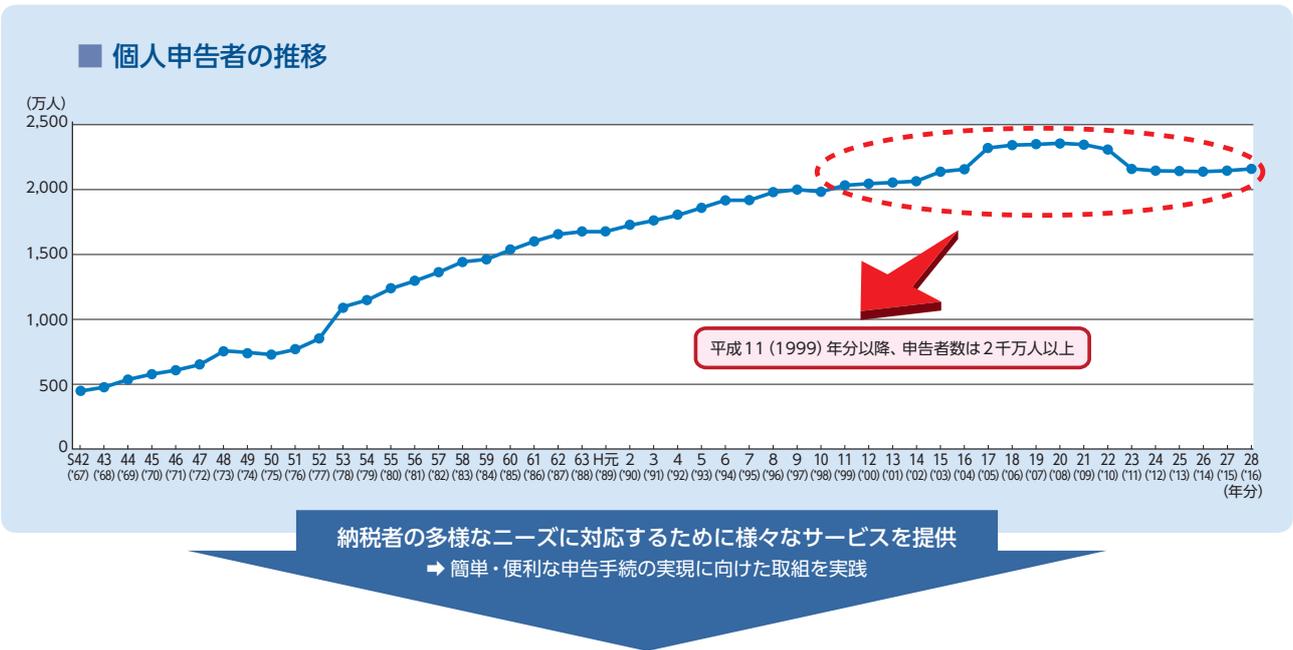
### ～ マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ ～



### 3 確定申告

#### ～ 所得税の申告者数は2,169万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成28(2016)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,169万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,258万人を超え、半数以上を占めています。



#### (1) ICTを利用した申告の推進

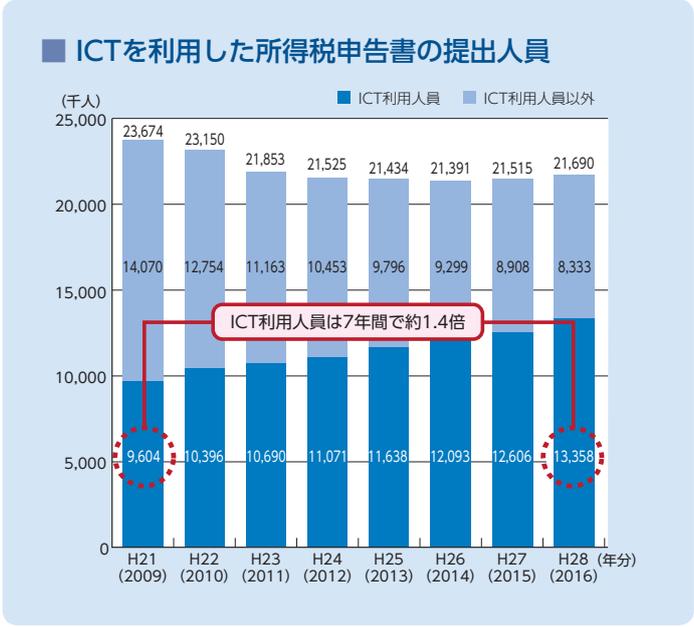
#### ～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等は、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、e-Taxで送信することにより、税務署に出向くことなく、ご自宅等からインターネットを利用して申告できますので、便利です。

また、書面で出力し郵送等で提出することもできます。

※ 従来の住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。  
税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



国税庁について  
納税者サービスの充実と行政効率化のための取組  
適正・公平な課税・徴収  
権利救済  
酒税行政の適正な運営  
税理士業務の適正な運営の確保  
政策評価の実施  
資料編

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### ～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成28(2016)年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて943万件と、全提出人員の約43%を占めています。このうちの約52%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

## (2) 多様な納税者ニーズへの対応

### ～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成28(2016)年分の確定申告期においては、平成29(2017)年2月19日と2月26日に実施し、29万4,000件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

## 地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

## 4 納付手段の多様化

### ～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、平成29(2017)年1月からは、新たにクレジットカード納付を開始するなど、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

#### ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成29(2017)年3月末現在、398の金融機関で利用可能となっています。

#### インターネットバンキングなどを利用した電子納税

国税については、ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税が可能です。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税を利用するためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

#### コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成27(2015)年度のコンビニ納付件数は、約160万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行しています。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税など)
- ② 督促・催告を行う場合(全税目)
- ③ 賦課課税方式による場合(各種加算税)
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合(全税目)

#### クレジットカード納付

クレジットカード納付は、納付受託者が運営するインターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」において、納付に必要な情報を入力することにより、納付受託者に国税の納付の立替払いを委託する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

#### (1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

#### ① マイナンバー(個人番号)

住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー(12桁)が指定され、市区町村から住民票の住所宛に、平成27(2015)年10月から、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

#### ② 法人番号

国税庁は株式会社などの法人等に1法人1つの法人番号(13桁)を指定し、国税庁から登記上の所在地又は主たる事務所の所在地宛に、平成27(2015)年10月から、書面により通知を行っています。また、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、原則として広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

#### (2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

##### ～ 国税分野での利用 ～

マイナンバー制度の導入により、税務署等に提出する申告書や法定調書等に、マイナンバーや法人番号を記載することとなりました。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

##### ～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、①平成28(2016)年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・公的年金等の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化が、平成29(2017)年1月から開始されました。

また、国税庁では、個人の納税者の方のe-Tax利用を簡便化する施策の導入に向けて準備を進めており、今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

## ～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、番号を利用して全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

## ～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体等に対する説明会等の実施、関係省庁と連携して新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

### 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)**  
おかけ間違いのないよう十分に注意してください。  
平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）  
※最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

### 国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

**国税庁 マイナンバー**  <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

**法人番号公表サイト**  <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

- 法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。

国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)**

8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** におかけください。  
(通話料金がかかります。)

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (3) 法人番号の付番機関としての対応

#### ～ 法人番号の付番業務～

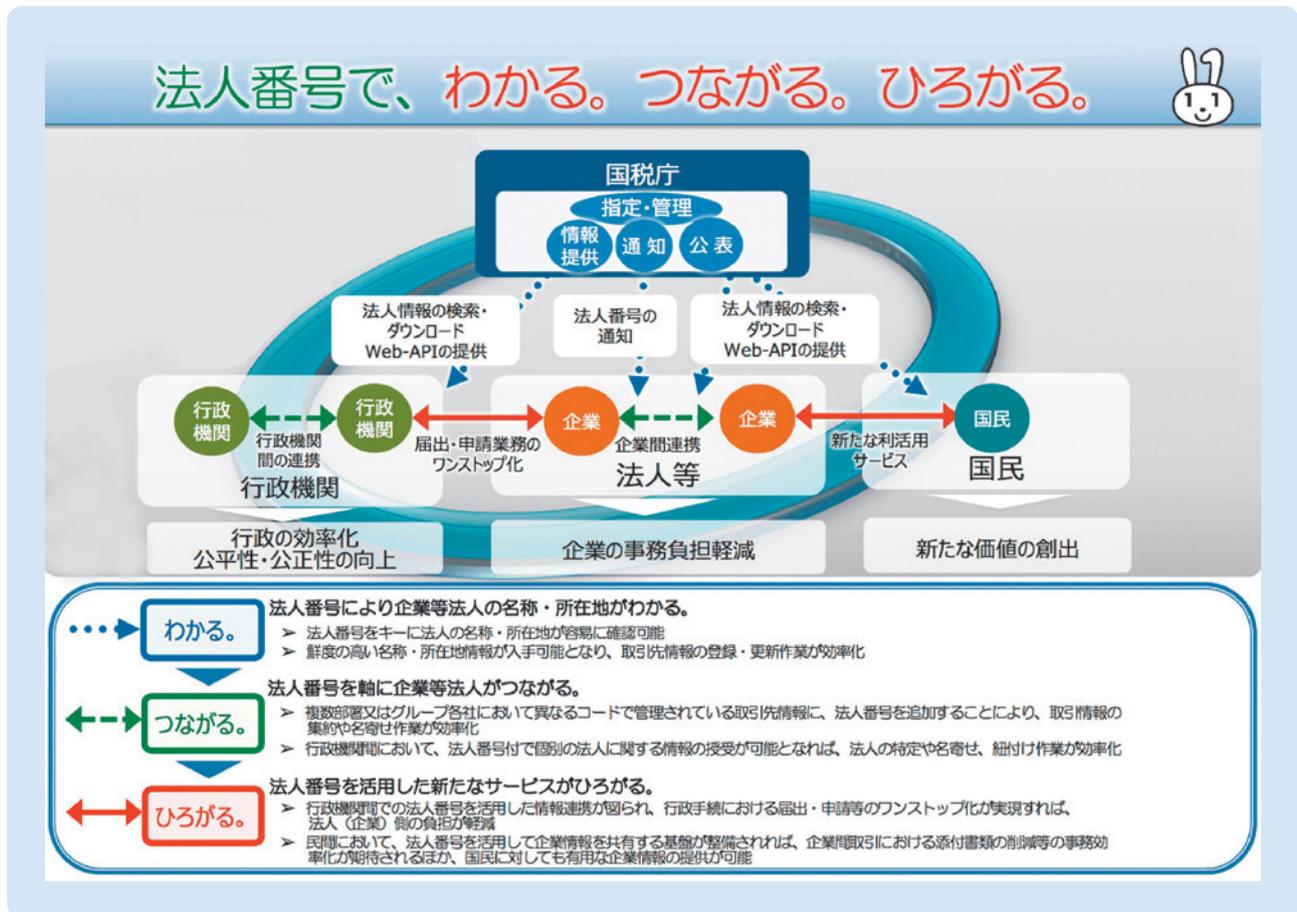
法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出手続を要することなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

※ 上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることで番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネット(「国税庁法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>))を利用して公表しています。また、法人の商号や所在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロード機能を提供しています。

#### ～ 法人番号の利活用推進～

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。



## ～ 法人番号の国際的な利活用に向けた取組 ～

### ① 国際標準規格に基づく発番機関登録

法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際取引においても唯一無二性をもつ無償の企業コードとして、法人番号を利用することができます。

### ② 法人番号公表サイト(英語版)の開設

経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29(2017)年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

## 6 IT化・業務改革(BPR)<sup>1</sup>の推進

### ～ 税務行政を取り巻く環境の変化への対応 ～

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした状況の下、平成15(2003)年7月には、行政分野へのITの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るための「電子政府構築計画」が決定され、平成25(2013)年6月には、世界最高水準のIT活用社会の実現に向けた「世界最先端IT国家創造宣言」が決定されました。

国税庁では、これらに基づき、KSKやe-Taxなどの情報システムについて、平成33(2021)年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、国民負担の軽減や行政運営の高度化を図るための業務改革(BPR)に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進することとしています。

### システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)<sup>2</sup>を構築し、平成19(2007)年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001<sup>3</sup>に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

1 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」は、Business Process Reengineeringの略です。

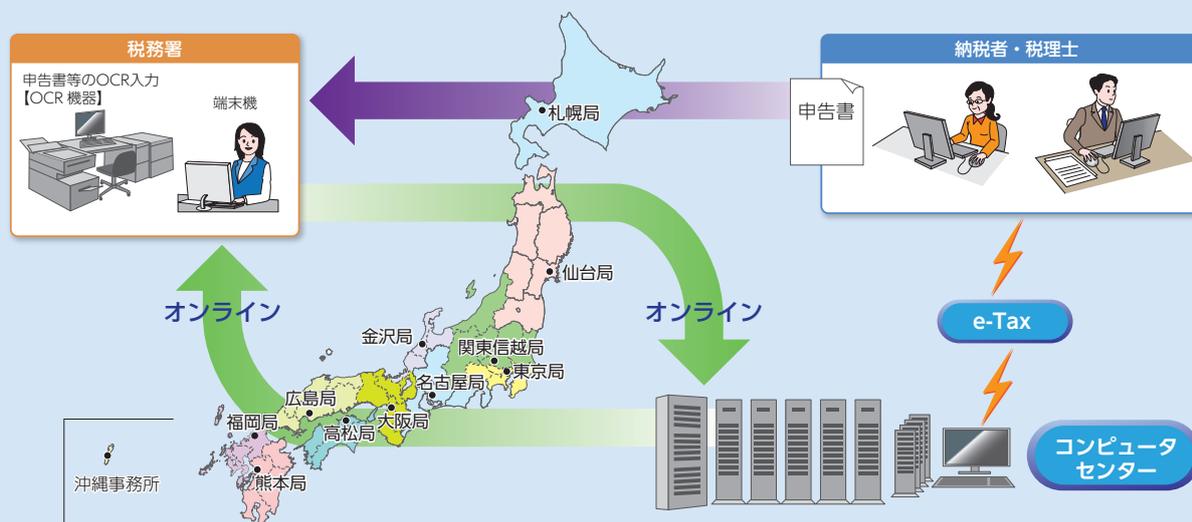
2 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



## 7 適正な源泉徴収制度の運営

### ～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

## 8 関係民間団体との協調

### ～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

## 青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,900の会があり、会員数は約63万人です(平成29(2017)年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<http://www.zenairobr.jp>)をご覧ください。最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

## 法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。全国に法人会が482会あり、会員数は約79万社です(平成28(2016)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

## 間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万人社です(平成28(2016)年4月)。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や消費税完納運動の推進を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<http://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

## 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万7,100組合があります(平成27(2015)年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

## 納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約15万人社です(平成29(2017)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<http://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

# Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

## コラム3 東日本大震災への対応（平成29(2017)年3月末現在）

### 1 被災した納税者等への対応

東日本大震災により被災した納税者等への対応に当たっては、全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制の整備など、引き続き、納税者等の置かれた状況や心情に十分に配慮し、制度の周知、納税者等からの照会、相談等の対応に努めているところです。

### 2 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成28(2016)年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の分析(1,441件)を実施しました。その結果、放射性物質が検出されたものはありませんでした。また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要な酒類に係る証明書(製造地証明：8,835件、放射能の検査証明：817件)を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

## 東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置

平成23(2011)年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23(2011)年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです(平成29(2017)年4月1日現在)。

所得税	東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22(2010)年分又は平成23(2011)年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法：3年間)とされています。
	棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22(2010)年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。 また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法：3年間)とされています。
	① 東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ② 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例」を適用できます。 ③ 上記①と②については、重複して適用できます。
贈与税	①東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした住宅に居住していた方(居住しようとしていた方を含みます。)が、平成27(2015)年1月1日から平成33(2021)年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。
法人税	平成23(2011)年12月26日から平成33(2021)年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。

自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。
印紙税等	被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成31(2019)年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
酒税	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。
酒税	東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
酒税	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23(2011)年4月1日から平成30(2018)年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## コラム4 平成28年熊本地震への対応(平成29(2017)年3月末現在)

### 1 国税の申告・納付等の期限の延長

熊本地震の発生を受け、平成28(2016)年4月22日付国税庁告示(同年4月21日公表)により、熊本県について同月14日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置(地域指定)を講じました。

また、上記地域指定に伴い、熊本県内に納税地を有する納税者について、平成28(2016)年4月25日に予定されていた平成27(2015)年消費税確定申告分の口座振替を一旦中止し、延期する旨を公表しました。

その後、熊本県における被災後の状況などを踏まえ、同年10月17日付国税庁告示により、期限延長措置を同年11月30日及び12月16日をもって終了しました。

なお、同日までに申告・納付等を行うことが引き続き困難な納税者については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、納税者の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めているところです。

### 2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置(手続)や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行いました。

また、平成28(2016)年分の確定申告に先立ち、被災地を管轄する税務署では市区町村との共催により、熊本地震により住宅等に被害を受けられた方を対象とした雑損控除の適用に関する相談会を開催しました。

なお、被災された納税者から多数の申告が見込まれる熊本東税務署と菊池税務署では、従来の税務署庁舎内の会場より広い外部会場を確保し申告相談を行うなど、被災された納税者が適切に相談・申告できる体制を整備しました。

#### (参考) 被災自治体への協力

税務大学校熊本研修所において避難者の一時受入れ(最大220名)を行い、災害用備蓄品の提供などを行いました。

また、避難所への支援物資配送や罹災証明の発行などのため、熊本国税局から熊本県内の被災市町村へ職員を派遣しました。

# Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

## コラム5 改正消費税法への対応

### 1 消費税の軽減税率制度に関する広報・相談対応

消費税の「軽減税率制度」が、平成31(2019)年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されることとなりました。

#### ■ 軽減税率制度の概要

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	● 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 ● 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 <sup>(※)</sup> の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。 <small>※「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35(2023)年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。</small>

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協力を密にしながら、制度の広報や相談への対応に努めています。

- 国税庁ホームページに軽減税率制度の特集ページを開設
- 軽減税率の適用対象品目などについて、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aを公表
- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 各種説明会を通じた軽減税率制度の説明
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での軽減税率制度に関する相談への対応

### 2 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税転嫁対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示(総額表示義務の特例)、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する、
  - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
  - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施

## コラム6 改正相続税法への対応

### 1 改正の概要

平成25(2013)年度税制改正により、平成27(2015)年1月1日以後に相続などにより取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。



### 2 国税庁ホームページの充実

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」(<https://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>)を開設しています。

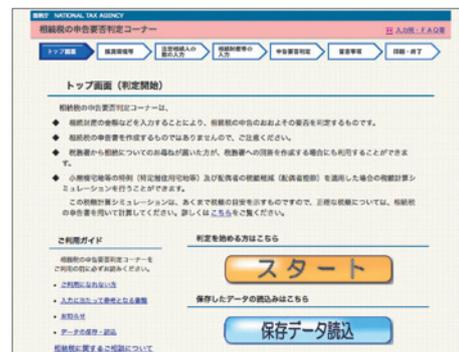
具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」や相続税申告書の記載の仕方を解説した「各種特例を適用した申告書の記載例」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

#### 【相続税の申告要否判定コーナー】

(<https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top>)

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

また、適用件数の多い「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」や「配偶者の税額軽減」を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。



※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。

## 1 適正・公平な課税の推進

## ～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

## ■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H26 (2014)	H27 (2015)
申告所得税		68	66
法人税		95	94

## ■ 実地調査1件当たり申告漏れ所得金額

(単位：万円)

税目	事務年度	H26 (2014)	H27 (2015)
申告所得税		739	794
法人税		866	888

## ～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

## (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

## ～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料情報や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などを活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図り、積極的に調査を実施しています。

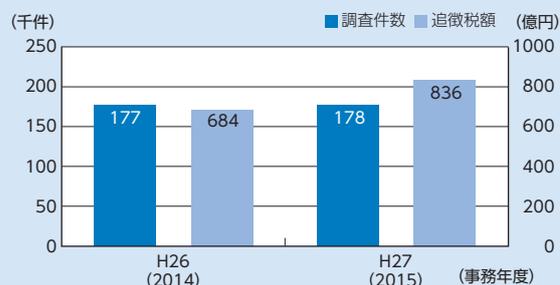
## ◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度を活用し、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

## ～ 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

■ 消費税の調査状況（個人・法人）



### ◎ 消費税の調査事例

- 消費税課税事業者にならないように、意図的に収入金額を少なく申告していた事実を把握
- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた事実を把握

## ～ 資料情報を活用し、的確に無申告を把握 ～

無申告は、適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（個人・法人）



### ◎ 無申告の調査事例

- 社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握
- 廃業したと偽りながら事業を継続していた事実を把握

## ～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

## (2) 調査以外の手法によるコンプライアンスの確保

### ～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁においては、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、メリハリのある効果的・効率的な事務運営に努めています。

#### ◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や保有する情報から無申告が想定される者に対し、お尋ね等による書面照会を行い、申告についての自主的な見直しの呼びかけ
- 一定の業種・地域の納税者に対し、適正申告の喚起文の発送、説明会の開催、リーフレットの配付を行い、業種・地域全体の申告水準の向上及び今後の適正申告の確保を図る取組

## 大企業の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組

### ● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の中で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働きかけを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、次回調査までの間隔を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では、不適切な税務処理が発生するリスクが軽減する、税務調査の頻度がより調査必要度に応じたものとなり事務負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組の詳細な内容は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>(ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報)】(掲載箇所は平成29(2017)年5月現在のものです。)をご覧ください。

### ● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

#### ～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページに掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検や申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用ください。

これらの活用により、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

【<https://www.nta.go.jp>(ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報)】

(掲載箇所は平成29(2017)年5月現在のものです。)

### ● 「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

国税庁では、BEPSプロジェクトの進展や、移転価格文書化制度の整備などの移転価格を取り巻く環境変化の下、移転価格税制に関する納税者の自発的な税務コンプライアンスを高めることを目指し、事務運営(取組方針、具体的な施策)を見直すとともに、納税者の予測可能性や行政の透明性を向上させるため、平成29(2017)年6月、「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

詳しくは、47ページをご覧ください。

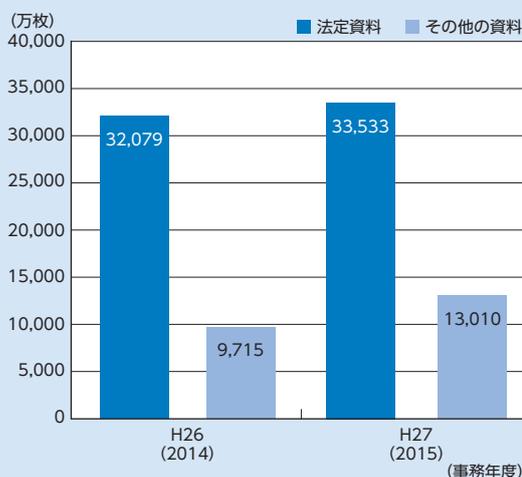
### (3) 資料情報

#### ～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。

■ 資料情報の収集枚数



### (4) 査察

#### ～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、査察は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

#### ～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成28年度においては、消費税の輸出免税制度を利用した大口の不正還付事案を告発するなど、消費税事案を積極的に取り組みました。

また、急速に市場が拡大している太陽光発電関連事案や震災復興関連事案などに対しても積極的に取り組みました。

#### ■ 平成28(2016)年度告発事例

##### 消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの

高級腕時計の輸出販売を行う会社が、関係会社の在庫商品(高級腕時計)を国外の会社に販売したように装って輸出し、同じ商品を再び国内に還流するという虚偽の取引を繰り返す方法で、架空の仕入及び架空の売上を計上し、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成27年度 (2015)	189件	181件	115件	13,841百万円 (11,204百万円)	76百万円 (97百万円)
平成28年度 (2016)	178件	193件	132件	16,106百万円 (12,692百万円)	83百万円 (96百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

## ■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成27年度 (2015)	内12 133件	内12 133件	100.0%	内1 2人	64百万円	15.2月	15百万円
平成28年度 (2016)	内12 100件	内12 100件	100.0%	内9 14人	59百万円	13.9月	14百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

## 過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

### 居室のクローゼットに置かれたボストンバッグの現金を把握



脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券、FX取引の証拠金として留保されていたほか、居室や高級外車、高級腕時計、金地金、競走馬等の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のコンドミニアムの取得費用に充てられていた事例や国外のカジノでの遊興に費消していた事例がありました。

## 2 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約61.9兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成27(2015)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約62兆7,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約61兆9,000億円となっており、その収納割合は98.8%でした。

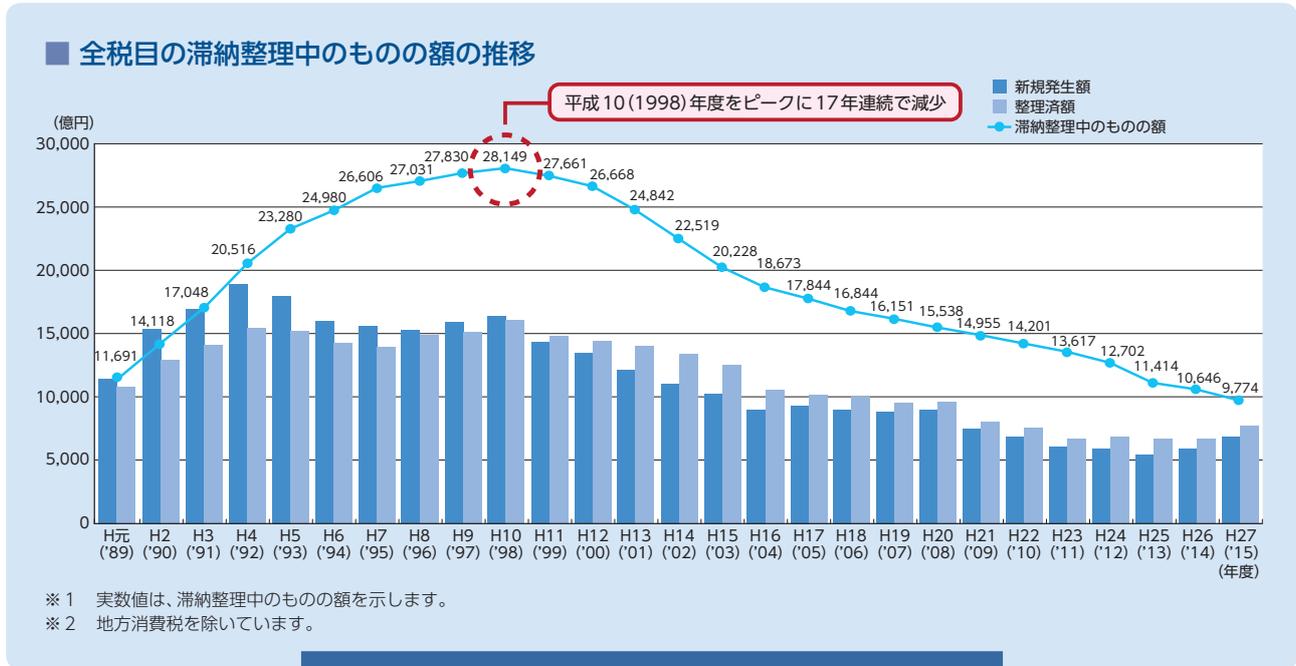
～ 滞納を未然に防止 ～

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

## (2) 滞納の整理促進への取組

### ～ 滞納整理中のものの額はピーク時の34.7%に ～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成27(2015)年度末時点の滞納税額は約9,774億円となっています。



滞納整理中のものの額は約1兆円と依然として高水準  
 → 今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

### ～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、猶予制度については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

### ～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪<sup>1</sup>の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

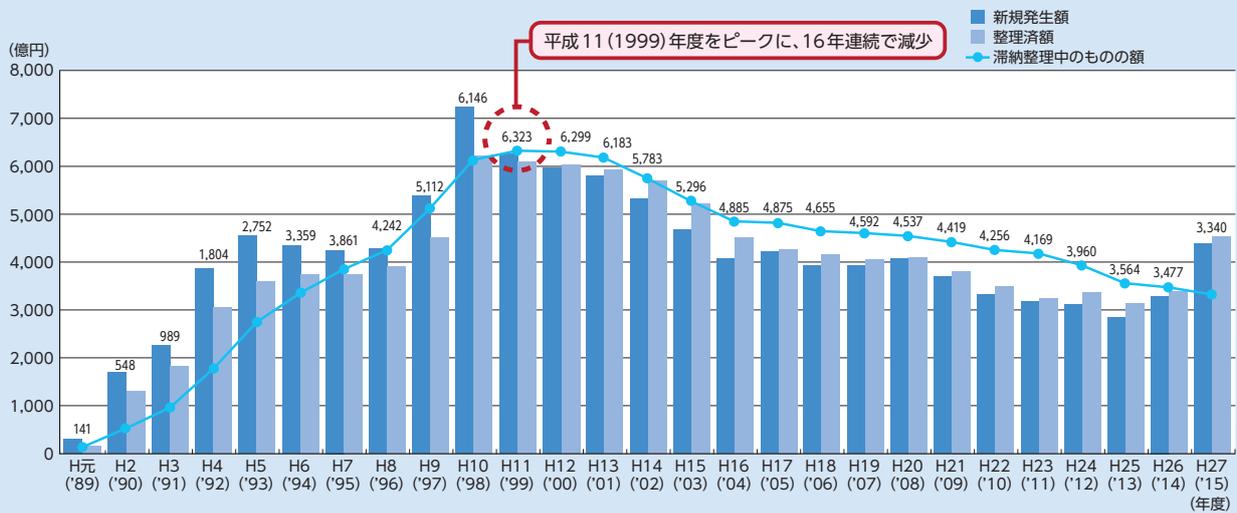
## ～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟<sup>1</sup>等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

## ～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納については、滞納残高は年々減少しているものの、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。  
 ※ 2 地方消費税を除いています。

## (3) 集中電話催告センター室

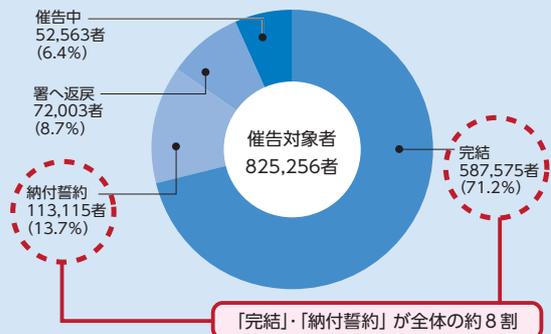
### ～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌し、システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成 27(2015)年 7月 から平成 28(2016)年 6月 末までの 1年間で、催告対象約 83万者のうち、約 59万者(71.2%)が完結し、約 11万者(13.7%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成 27(2015)年 7月 から平成 28(2016)年 6月 末までに電話催告の対象となった 825,256 者のうち、完結に至ったのは 587,575 者となっています。



<sup>1</sup> 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第 42 条、民法第 424 条参照)。

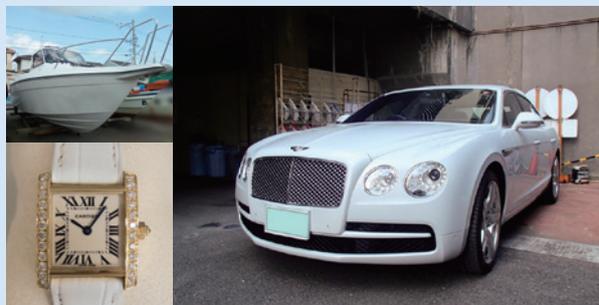
## (4) インターネット公売

### ～ インターネット公売で約400物件を売却 ～

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成28(2016)年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約400物件が売却され、その売却総額は約5億円となっています。

#### 過去にインターネット公売で売却した財産の例



## (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

### ～システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施～

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生するため、システムを活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、税金の納付は年間約4,250万件あり、効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)<sup>1</sup>や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税<sup>2</sup>に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速に処理しています。

### 参考 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

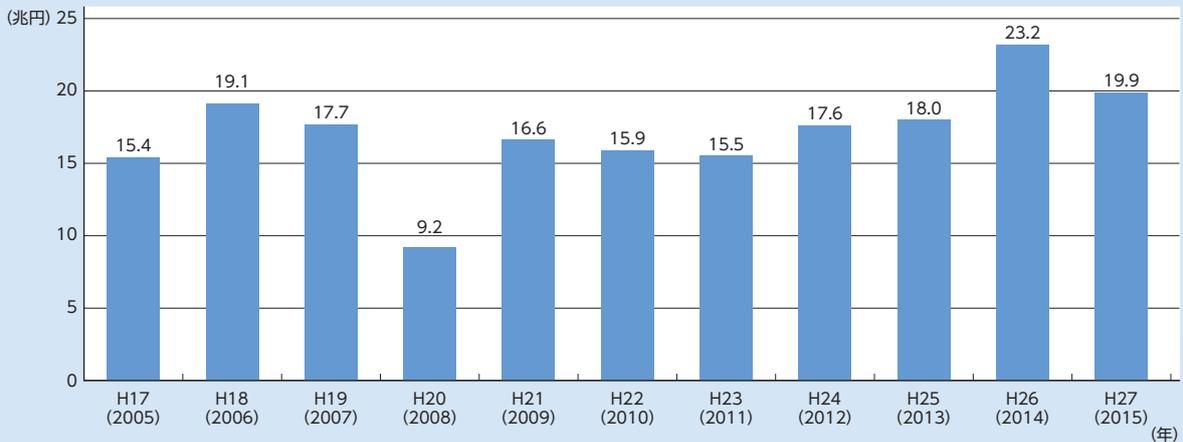
## 3 国際的な取引への対応

### (1) 背景

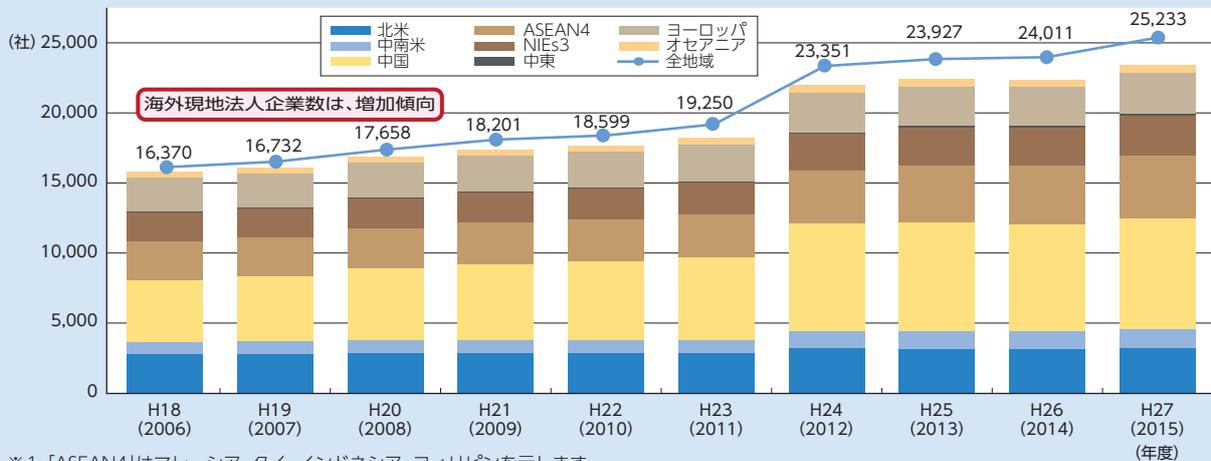
近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

国税庁としては、国内のみならず、こうした国際的な動きも十分に視野に入れて適正公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

■ 家計部門からの海外投資 (対外証券投資) 金額



■ 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。

※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

## コラム7 「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」の公表

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けているところ、平成28(2016)年10月に、改めて、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しています。

富裕層・海外取引のある企業

海外への  
資産隠し

国外で設立した  
法人を利用した  
国際的租税回避

各国の税制・  
租税条約の違いを  
利用した国際的  
租税回避

### 国際戦略トータルプラン

#### 情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕  
・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔国外財産調書の活用〕  
・5,000万円超の国外財産(預金、有価証券や不動産等)の把握

〔財産債務調書の活用〕  
・3億円以上の財産(預金、有価証券や不動産等)又は1億円以上の有価証券等の把握(所得2,000万円超の者)

〔租税条約等に基づく情報交換〕  
・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔CRS<sup>(※1)</sup>による金融口座情報の自動的交換〕  
・海外の金融口座情報(預金残高等)の収集(平成30(2018)年9月までに初回の交換)

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕  
・多国籍企業のグループ情報の収集(平成30(2018)年9月までに初回の交換)

#### 調査マンパワーの充実

〔局統括国税実査官(国際担当)・国際調査課〕  
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画  
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔局・署国際税務専門官〕  
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔重点管理富裕層PTの設置・拡大〕  
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国際課税関係の体制整備(平成29(2017)年度要求中)〕  
・国際課税の司令塔(庁国際課税企画官)の設置等の要求  
・国際課税に係る専担者等の増員の要求

#### グローバルネットワークの強化

〔租税条約等に基づく情報交換〕【再掲】  
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕【再掲】

〔徴収互助制度の活用〕  
・租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔国際的な枠組みへの参画〕  
・BEPS<sup>(※2)</sup>や税の透明性に関する国際的な議論への対応

〔相互協議の促進〕  
・国際的な二重課税問題の解決

※1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略 ※2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益転移の略

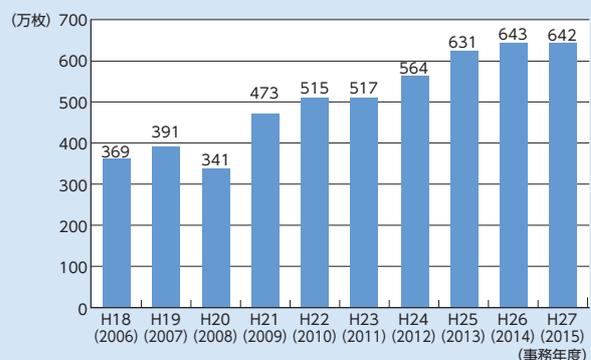
## (2) 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

国税庁では、国内外をまたぐ資金の移動や国外に保有する資産の把握を目的として、次の制度を活用しています。

### ① 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行、平成27(2015)事務年度における提出枚数：約642万枚)。

■ 国外送金等調書の提出枚数



※ 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

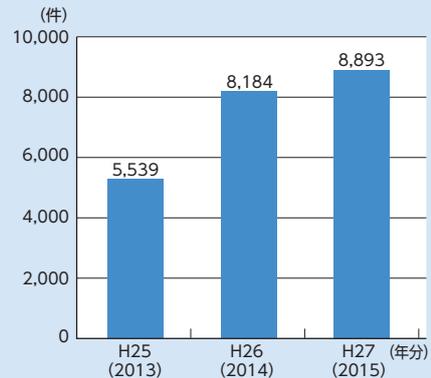
資料編

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ② 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額及びマイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行、平成27(2015)年分の提出件数：約8,900件(平成28(2016)年6月末現在))。

■ 国外財産調書の提出件数



## ③ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等(国外転出時課税の対象となる財産)を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額及びマイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行、平成27(2015)年分の提出件数：約75,000件(平成28(2016)年6月末現在))。

## ④ 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。最近ではパナマ共和国との租税情報交換協定が発効するなど、特に近年、情報交換ネットワークの拡大・強化が図られています。平成29(2017)年4月現在、68の租税条約等(110か国・地域)が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度に実際に收受・発送した件数です。

## ⑤ CRS(共通報告基準)による金融口座情報の自動的交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS(Common Reporting Standard: 共通報告基準)」が策定・公表され、平成29(2017)年4月現在、100か国・地域の税務当局がその実施を約束しています。

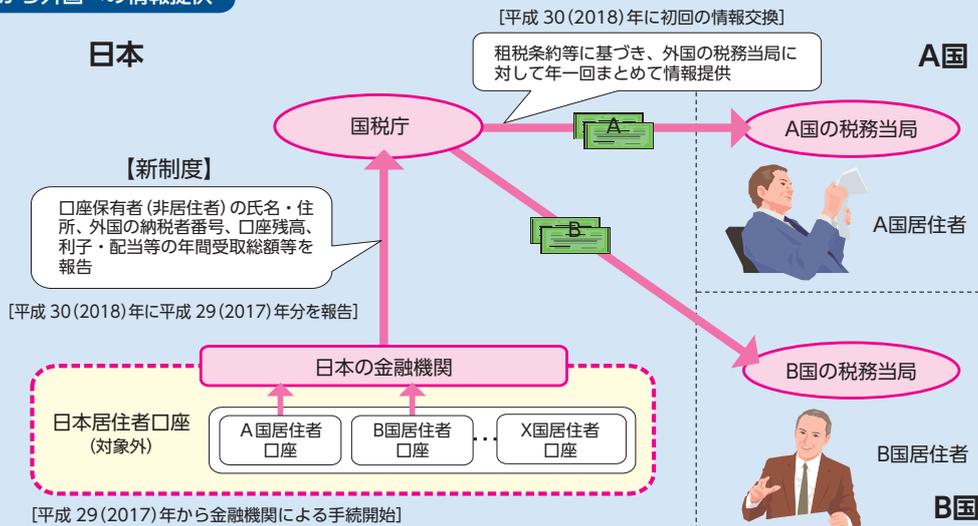
今後、各国の税務当局はこの基準に基づき、①自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する口座情報(氏名・住所、口座残高等)の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づきその非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を提供し合うこととなります。

日本もこの基準に対応するため、平成27(2015)年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者が保有する口座情報の報告を受ける制度を導入しました。

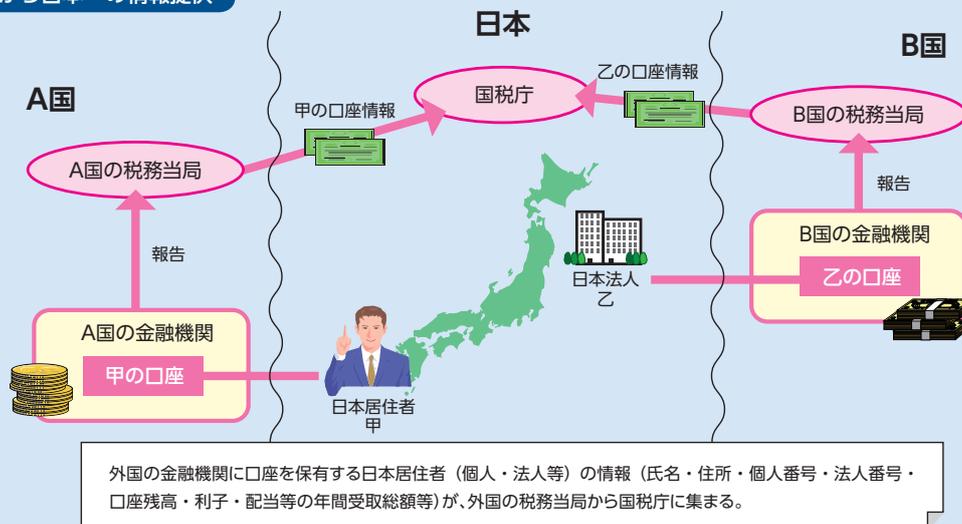
同制度は平成29(2017)年1月1日から施行されており、国税庁は、平成30(2018)年4月までに国内に所在する金融機関から初回の報告を受け、同年9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始します。また、諸外国からも、日本居住者の金融口座情報が提供されることから、海外資産に係る透明性が高まることによる、自主的な適正申告の促進が期待されます。国税庁としては、諸外国から提供を受けた情報を海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引等の把握や解明などに活用していきます。

### ■ CRSによる金融口座情報の自動的交換のイメージ

#### 日本から外国への情報提供



#### 外国から日本への情報提供



国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

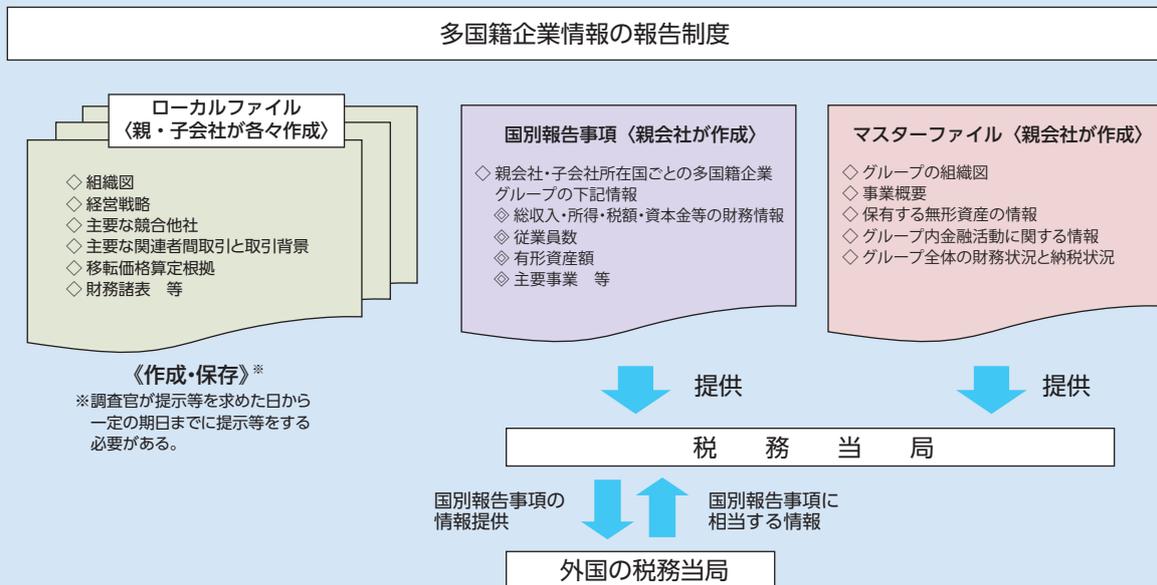
## ⑥ 多国籍企業情報の報告制度の創設

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえ、平成28(2016)年度税制改正において、多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(「国別報告事項」)、多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(「事業概況報告事項(マスターファイル)」)及び関連者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報(「ローカルファイル」)を税務署に提供(又は作成・保存)することが義務付けられました。

国別報告事項及びマスターファイルについては、直前の最終親会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社等は、その親会社等の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する最終親会計年度から適用)。このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供することになりました。我が国では、平成30(2018)年9月までに外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供が開始されることとなります。

また、一の国外関連者との取引について、前事業年度における取引の合計金額が50億円以上又は無形資産取引の合計金額が3億円以上である法人は、ローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました。このローカルファイルは、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

### ■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



## (3) 調査マンパワーの充実(専門体制の整備・拡充)

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26(2014)事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置しています。プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

なお、このプロジェクトチームについては、平成29(2017)事務年度から全国に拡大することとしています。

#### (4) グローバルネットワークの強化(外国当局との協調等)

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国当局との連携の強化に努めています。

##### ① 国際的な枠組みへの参画

###### ● 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業がその活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられ、OECD非加盟国のG20メンバーも議論に参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるための、様々な勧告がなされており、国税庁は、財務省とともに、勧告内容の円滑な実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。

##### ■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動1：電子経済の課税上の課題への対処	行動2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動3：外国子会社合算税制の強化	行動4：利子控除制限ルール
行動5：有害税制への対抗	行動6：租税条約の濫用防止
行動7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動12：義務的開示制度
行動13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動14：相互協議の効果的实施
行動15：多数国間協定の策定	

###### ● OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告については、これを更に広範な新興国・途上国に広めるとともに、各国の実施状況をモニタリングする観点から、新たに「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織され、平成29(2017)年4月現在、我が国を含む96か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しています。

また、租税条約に基づく情報交換については、141か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC：Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、多国間での情報交換に係る協力が行われ、いわゆる「パナマ文書」等に関する協働も行われています。

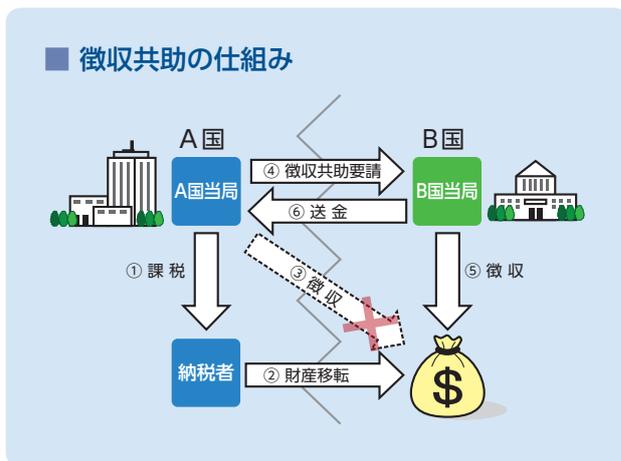
国税庁は、こうした取組にも積極的に参画していきます。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ② 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において執行管轄権という制約<sup>1</sup>がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25(2013)年10月に発効した税務行政執行共助条約<sup>2</sup>などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



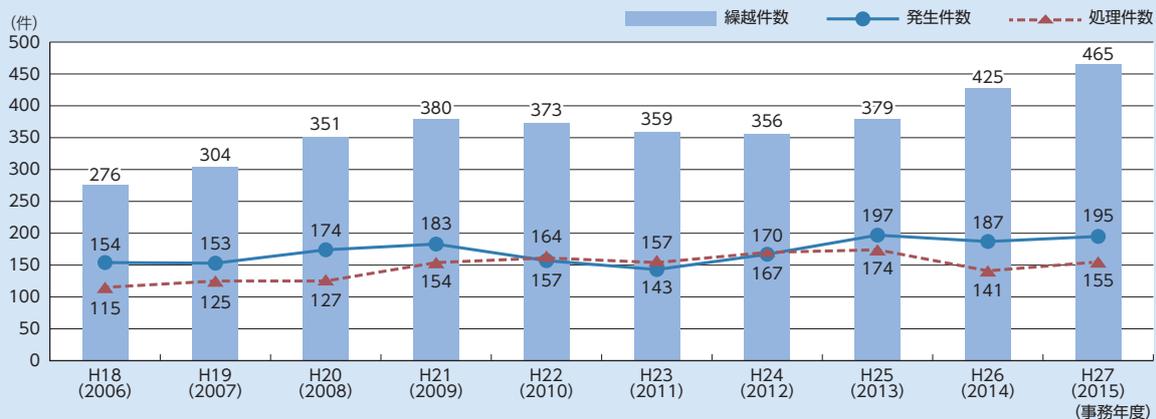
## ③ 相互協議の促進

経済社会の国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される二重課税が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議<sup>3</sup>を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

平成27(2015)事務年度における相互協議の発生件数は195件、処理件数は155件です。発生件数・処理件数のうち、9割以上が移転価格に関するものであり、約8割が移転価格の事前確認に関するものです。

相互協議を通じた国際的な二重課税の排除は投資交流の促進につながることから、これまで国税庁では相互協議事案の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んできました。具体的には、要員の確保など体制を充実<sup>4</sup>させるとともに、各国の税務当局との協力関係を一層深めて機動的かつ円滑な協議の実施を図っています。また、新興国に対しては技術協力を活用した相手国の体制整備等を通じて相互協議の進捗を図るなど、多面的な対応を行っています。

### ■ 相互協議事案の発生・処理・繰越件数に係る推移



1 自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

2 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め80か国において発効しています(平成29(2017)年5月1日現在)。

3 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

4 相互協議の担当者数は、平成18(2006)事務年度には19名でしたが、平成28(2016)事務年度は43名まで増加しています。

## ■ 相互協議申立てがなされている相手国・地域 (平成28(2016)年6月現在)

	欧州	アジア・大洋州	米州	国・地域計
OECD加盟国	ベルギー フランス ドイツ アイルランド イタリア	オランダ スウェーデン スイス 英国	カナダ 米国 メキシコ	14か国
OECD非加盟国・地域		中国 香港 インド インドネシア	シンガポール タイ マレーシア ベトナム	8か国・地域
国・地域計	9か国	10か国・地域	3か国	22か国・地域

※ 我が国では、61の租税条約(適用対象は72か国・地域)において、相互協議に関する規定が置かれています(平成29(2017)年6月現在)。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収・適正・公平な課税・

権利救済

適正な運営

適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## (5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

### ① 富裕層への調査

社会経済の国際化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。

### ■ 富裕層に係る調査実績



### ■ うち海外投資などを行っている富裕層に係る調査実績



※1 申告漏れ所得金額には、海外取引のみならず、国内取引分も含んでいます。

※2 平成23(2011)事務年度分については未把握です。

## ② 海外取引のある企業への対応

我が国においては海外取引を行う企業も増えてきています。海外取引を行う企業はその取引等の相手企業が国外にあり容易に取引内容等の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮したり、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したりするなどの法人が把握されています。

また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの海外取引企業特有の問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では海外取引企業への取組を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

■ 海外取引等に係る法人税調査実績



## ③ 移転価格税制に関する取組

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制<sup>1</sup>の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化しており、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認<sup>2</sup>については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

### コラム8 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

国税庁では、BEPSプロジェクトの進展や、移転価格文書化制度の整備などの移転価格を取り巻く環境変化の下、移転価格税制に関する納税者の自発的な税務コンプライアンスを高めることを目指し、事務運営（取組方針、具体的な施策）を見直すとともに、納税者の予測可能性や行政の透明性を向上させるため、平成29（2017）年6月、「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

#### 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の概要

##### I 移転価格に関する国税庁の取組方針

###### 【取組方針】

- 納税者の予測可能性の確保のほか、移転価格文書化制度の整備等を踏まえ、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に資する施策を推進
- BEPS事案等の海外へ所得が移転されている取引に対して、重点的に実地調査を実施

###### 【具体的な施策例（平成29（2017）年7月～）】

- 移転価格文書化制度に関する個別照会への回答や相談に積極的に対応するため、企業が来訪する相談窓口を各国税局に設置
- 外国税務当局によるCbCLレポートの不適切使用に対する懸念を踏まえ、OECDで外国税務当局にBEPS勧告等を遵守するよう求めていく。その際には、企業から国税局の相談窓口へ寄せられた情報も参考として活用



##### II 移転価格税制の適用におけるポイント

納税者による自主的な検討等の参考となる情報発信を目指し、移転価格税制の適用の際に検討、確認等を行う事項を示すため、①具体的な設例を用いて、②当局と納税者の視点を示しつつ、③納税者向けアドバイス等を記載した資料を新たに作成・公表

##### III 同時文書化対応ガイド

仮定の企業が国外関連取引を行う例を用いて、移転価格文書化制度の整備に伴い作成等が義務付けられるローカルファイルの全体像と記載事項が分かるサンプル（作成例）を新たに作成・公表

1 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。

## 4 各国税務当局との協力

### (1) 開発途上国に対する技術協力

#### ～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

### 技術協力の概要

#### 1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナムへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、ベトナムに職員が常駐しています。

#### 2 国内研修における講義などの実施（受入型）

##### (1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成28(2016)年度は両コースあわせて計25名が参加しました。

##### (2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ベトナムの税務職員96名が参加しました。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## (3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成28(2016)年度は7か国(インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、東ティモール、ベトナム)から11名が参加しました。

## (4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成28(2016)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

## ■ 受入研修の実施状況

(単位: 国、人)

		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	15	16	17	16	15
	人数	15	16	17	16	15
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	11	13	13	9	8
	人数	11	13	13	9	10
国別税務行政研修	国数	7	6	6	3	4
	人数	95	116	111	56	96
アジア国際課税研修	国数	5	6	6	6	7
	人数	11	16	12	8	11
国税庁実務研修	国数	12	11	13	14	9
	人数	19	20	17	18	15

## (2) 税務当局間の国際会議への参加

### ～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

二重課税や租税回避行為といった問題の解決に向け、各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

#### ① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟国の長官クラスが参加し(一部の非加盟国も参加)、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場となっています。平成28(2016)年5月には、中国(北京)で第10回会合が開催され、BEPSへの対応をはじめとする国際課税における多国間協調、納税者の自発的コンプライアンスの向上、今後のOECD税務長官会議の方向性等について意見交換が行われました。

#### ② アジア税務長官会合

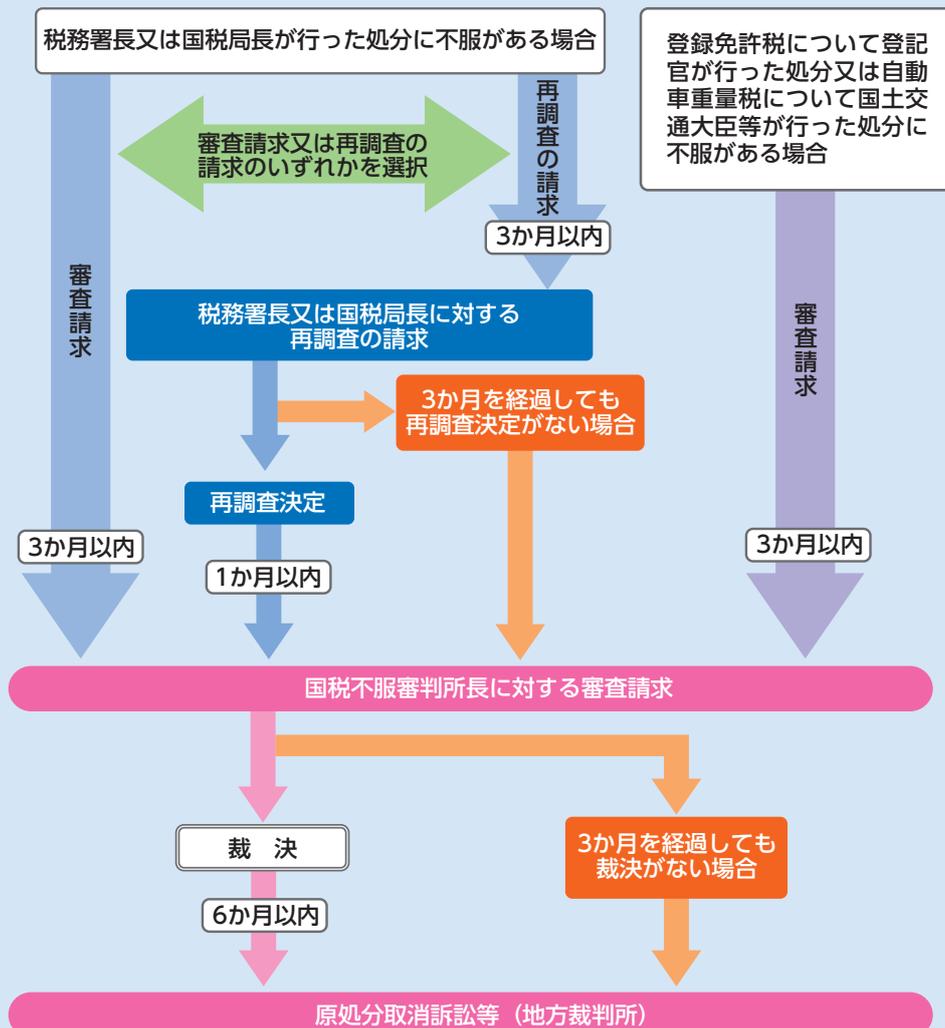
アジア税務長官会合(SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research)は、アジア地域における17か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成28(2016)年11月には、ニュージーランドで第46回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

この不服申立制度については、平成26(2014)年6月の関係法律の改正により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28(2016)年4月1日から施行されています。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている国税不服申立制度の改正リーフレットをご覧ください。

#### ■ 国税に関する不服申立制度の概要



## (1) 再調査の請求

### ～ 簡易・迅速かつ適正な権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対する審査請求をする前に、選択的に、当該処分を行った税務署長などに対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合には、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

## (2) 審査請求

### ～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。審査請求は、再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長から提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

## (3) 訴訟

### ～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

### 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立だけでなく、職員の応対や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13(2001)年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

## (4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

### ① 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成28(2016)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は95.6%となっています。  
なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,805件(課税関係1,585件、徴収関係220件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は6.8%です。

### ② 審査請求

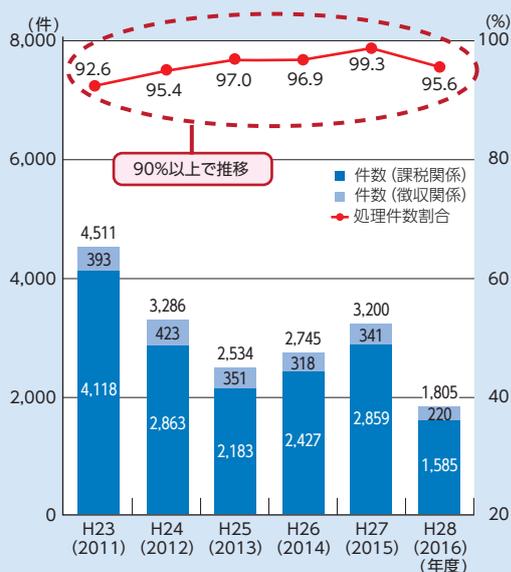
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成28(2016)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は98.3%となっています。  
なお、同年度における審査請求処理件数は1,959件(課税関係1,725件、徴収関係234件)で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は12.3%です。

### ③ 訴訟

訴訟については、平成28(2016)年度における終結件数は245件(課税関係186件、徴収関係54件、審判所関係5件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は4.5%となっています。

※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

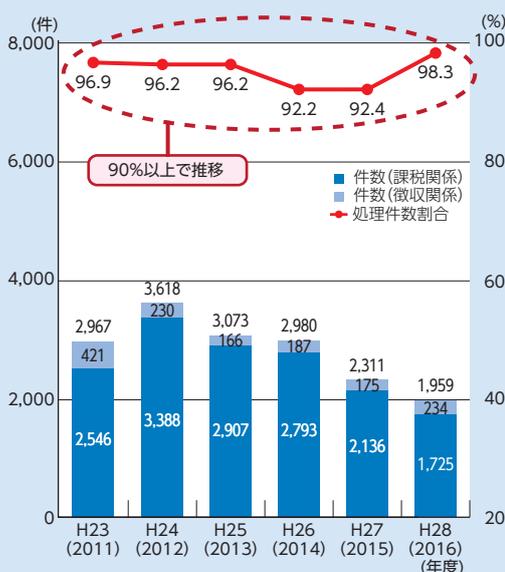
■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



※1 計数は、平成29(2017)年4月末の速報値です。  
処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。

※2 平成27(2015)年度以前については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 計数は、平成29(2017)年4月末の速報値です。

## ～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成27(2015)年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.2%(1兆3,380億円)となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。<sup>1</sup>

このように酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

酒類業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化など、大きく変化しています。国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、こうした環境の変化を踏まえつつ、官民一体となって日本産酒類の輸出促進・輸出環境整備に取り組むほか、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

### (1) 酒類業の振興に関する取組

#### ～ 日本産酒類の振興及び輸出促進に向けた取組等 ～

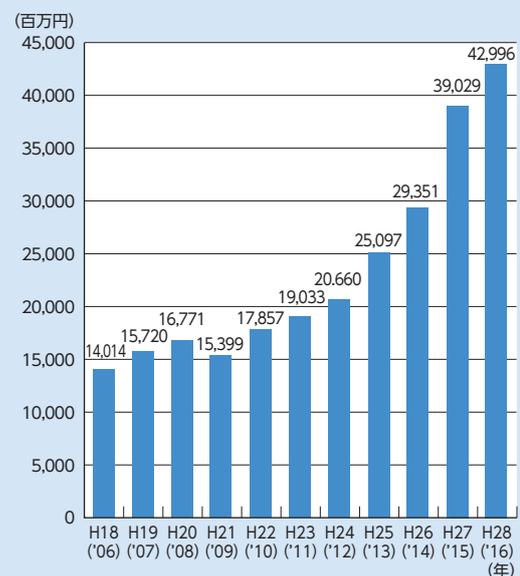
酒類業の振興については、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示(Geographical Indication)の活用促進を図るため、平成27(2015)年10月に、地理的表示制度の改正を行いました。さらに、この改正後の制度に基づいて、平成27(2015)年12月に国レベルの地理的表示として「日本酒」を、平成28(2016)年12月に「山形」を指定しました。

日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどにより近年増加傾向にあり、平成28(2016)年には約430億円となって5年連続で過去最高を更新しました。輸出金額が最も多いのは清酒(約156億円)ですが、ウイスキーやビールなども輸出が増加しています。

また、国税庁では、輸出促進に向けて、次のような取組を行っています。

- 国際会議やイベント(リオ・オリンピック・パラリンピックなど)に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行うことで、海外での日本産酒類に対する認知度を高める取組を行っています。
- 酒類業界と協力して駐日外交官を対象に酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。

■ 酒類の輸出金額の推移



(出典：財務省「貿易統計」)

<sup>1</sup> 酒税制度については、平成29(2017)年度税制改正において、ビール系飲料の税率一本化等の税率構造の見直しやビール等の定義の見直しなどが行われており、今後、中長期的に大きな動きも見込まれるところです。

- 輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定(EPA)等の政府間交渉や世界貿易機関(WTO)の枠組みなどを活用しながら、その除去に向けて対応しています。
- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びアブダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。
- 国際交渉などを通じて日本産酒類の地理的表示が海外において保護されるように求めています。

## 参考 「酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度」の創設

平成29(2017)年度税制改正において、国税庁と観光庁が共同で要望を行った「酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度」が創設されました。これは、輸出酒類販売場において外国人旅行者等が酒類を購入する場合に消費税及び酒税が免除されるという制度で、平成29(2017)年10月1日以降適用されます。この制度により、酒蔵ツーリズムの魅力を高め、日本産酒類の認知度向上、ひいては日本産酒類の輸出環境整備にもつながるものと期待されています。

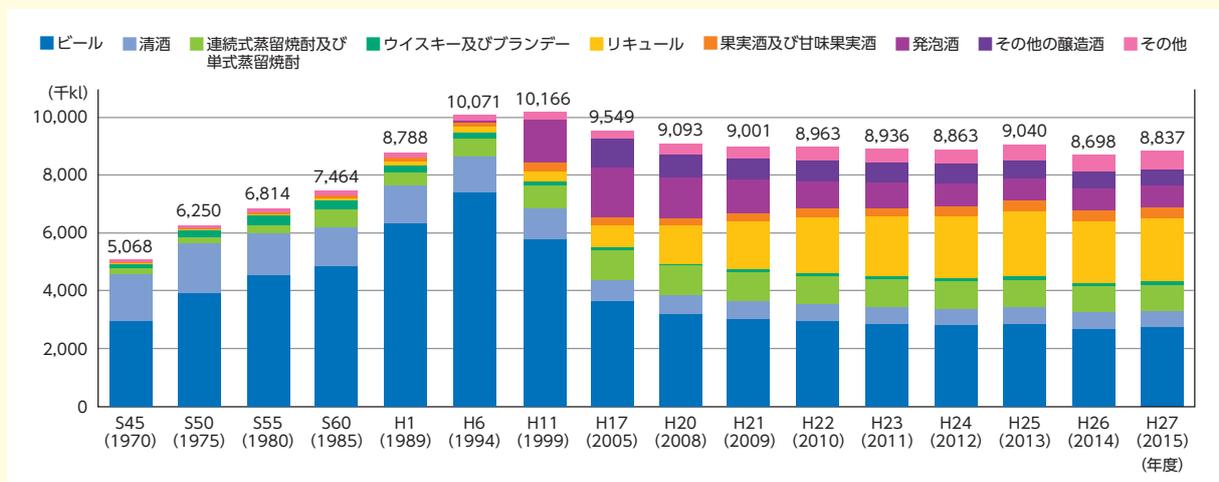
## ～ 酒類業者に対する情報提供 ～

国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

## コラム9 最近の日本産酒類の動向

我が国の酒類を取巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化等に伴い変化しており、酒類全体の消費は右肩下がりの傾向が続いています。

### 課税数量の推移



(資料：国税庁統計年報)

※ 課税数量とは、製造場から移出した酒類又は輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

## 〈清酒〉

清酒の課税数量は、昭和50(1975)年をピークに減少傾向にあり、平成27(2015)年度ではピーク時の約3割となっています。清酒の課税数量の内訳に目を向けますと、吟醸酒や純米酒などの特定名称酒が清酒全体の約3割を占めており、その割合は年々増加しています。

(参考) 特定名称酒について

特定名称	吟醸酒	純米酒	純米吟醸酒	本醸造酒
使用原料	米、米こうじ、醸造アルコール	米、米こうじ	米、米こうじ	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	60%以下	—	60%以下	70%以下
こうじ米の使用割合	15%以上	15%以上	15%以上	15%以上
香味等の要件	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好

## 〈焼酎〉

焼酎の課税数量は平成18(2006)年をピークに減少傾向にありますが、原料の風味を活かした「本格焼酎」が国際的なコンテストで最高賞を受賞するなど、その品質が海外でも評価されてきています。

## 〈ビール・発泡酒等〉

ビールや発泡酒の国内消費は減少傾向にありますが、日本のビールは、海外のビールコンクールで受賞をするなど、その品質について高い評価を受けており、輸出が拡大しています。近年は、クラフト・ビール等、個性のあるビールへの関心が高まっています。

## 〈果実酒〉

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、ワインを始めとする果実酒の課税数量は、国内消費の拡大、新興ワイナリーの増加により、近年増加傾向にあります。国産ぶどうのみから醸造された「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンテストで受賞するなど高品質で高い評価を受けているものも登場しています。

## 〈ウイスキー〉

ウイスキーの課税数量は近年増加傾向にあり、輸出も年々拡大しています。いわゆるジャパニーズ・ウイスキーは、国際的なコンテストで毎年入賞するなど、国際的に高い評価を受けており、スコッチなどと並び、世界の5大ウイスキーの一つとされています。

## コラム10 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について

### 地理的表示制度の活用促進

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成や説明会の開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、平成28(2016)年12月に清酒の地理的表示「山形」を指定し、合計8件となりました。今後は、「山形」の指定を契機に、その他の地域においても相談などの増加が見込まれることから、各地域の実情に合わせた適切な支援を行っていきます。

また、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めていきます。

## ■ 酒類の地理的表示の指定状況（平成29（2017）年2月末時点）



## (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

### ～ 酒類のより公正な取引の確保のために ～

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定め、その周知・啓発を行っています。また、酒類の取引状況について実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には改善を指導するほか、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合には、公正取引委員会に報告するなどの対応を行っています。

これに加えて、平成28（2016）年6月に公布された「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」において、酒類に関する公正な取引につき、酒類業者が遵守すべき必要な基準を定めることなどを含む改正が行われました。これを受け、国税庁では、平成29（2017）年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定するとともに、同年6月の改正法施行に向け、全酒類業者に対して改正法パンフレットを送付したほか、酒類業団体とも連携して全国各地で説明会を開催しました。また、改正法の内容については、国税庁ホームページに掲載するなどにより周知・啓発を図っています。

今後は、「酒類の公正な取引に関する基準」の内容の周知徹底を図るとともに、その遵守状況を確認し、これまで以上に公正取引委員会とも連携を図るなど、より一層の酒類の公正な取引の確保に向けて取り組んでいきます。

## (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

### ～ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために ～

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

### 独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、([ssn@m.nrib.go.jp](mailto:ssn@m.nrib.go.jp))宛に空メールを送信してください(右のコードでも登録できます。)



輸出酒類に関する分析

登録用コード



## (4) 社会的要請への対応

### ～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を防止するため、酒類容器や酒類の陳列場所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導しています。

また、平成26(2014)年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行され、平成28(2016)年5月には基本計画が閣議決定されました。本計画を踏まえ、今後とも酒類業界と一体となって、酒類販売管理者制度を活用しつつ、不適切な飲酒の誘引防止に向けて取り組んでいきます。

### ～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。

## ～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るといった公共的な使命を負っています。

なお、平成29(2017)年3月末現在で、全国で76,493人の税理士が登録を受け、また、3,519の税理士法人が設立されています。

## 1 税理士の業務と役割

税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者<sup>1</sup>は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士等の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

## 2 税理士会等との連絡協調

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、下記(1)及び(2)などがあります。

### (1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかにすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

<sup>1</sup> 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

# VI 税理士業務の適正な運営の確保

## (2) e-Taxの利用促進

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講師を派遣し、税理士会等との協調を図っています。

## 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

### ■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位：件)

年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
件数	41	50	59	41	39

## 税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp>)をご覧ください。

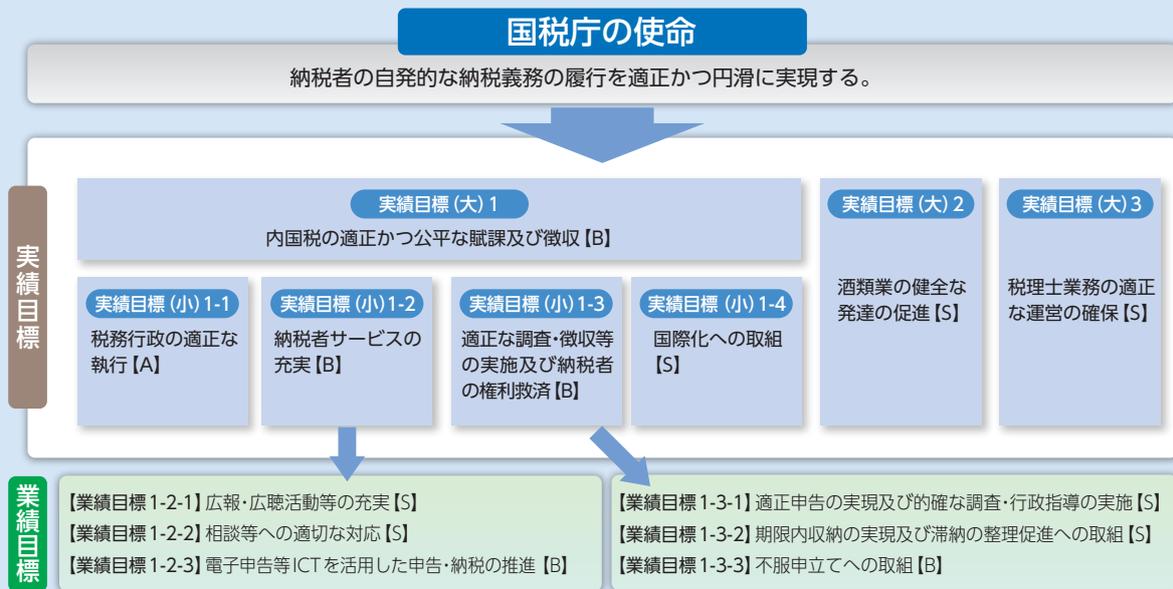
## ～ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ～

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」(政策評価)を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民、納税者への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることであり、財務大臣が毎年「実績評価実施計画」及び「実績評価書」を作成・公表しています。

## ～ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)とし、実績目標(大)1についてはその細目として4つの実績目標(小)と6つの業績目標を設定しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 (平成27(2015)事務年度)



※ 各目標の達成度については、次の5段階の評語により評価をしています。

【S+】: 目標超過達成 【S】: 目標達成 【A】: 相当程度進展あり 【B】: 進展が大きくない 【C】: 目標に向かっていない

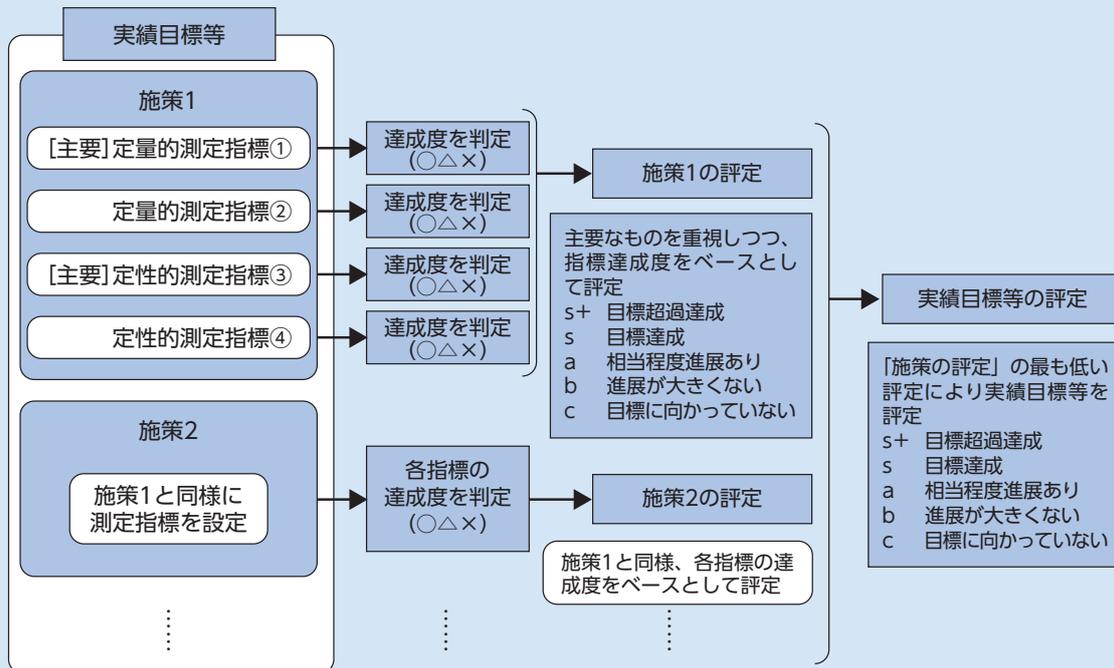
## ～ 実績目標等の評価方法・評価結果 ～

実績目標等には、原則として、その目標を達成するための手段を「施策」として設定し、施策ごとに測定指標を設定しています。施策の評定は測定指標の達成度の判定を中心として行っていますが、施策の内容に応じて、定量的な測定指標(37)と定性的な測定指標(32)を組み合わせ、適切な評定に努めています。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る施策の評定を総合して行います。

なお、平成27(2015)事務年度の評価結果は、「「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図」に示した評定のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

# VII 政策評価の実施

## ■ 実績目標等の評価方法



※ 実績目標(小)1-2「納税者サービスの充実」については、税務署における納税者の満足度をアンケート調査により把握しています。

## ■ アンケート調査による主な測定指標 (平成27(2015)年度)

項目	上位評価割合
職員の応接態度の好感度	90.3%
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	86.6%
税務署内の設備の利用満足度	77.0%
国税の広報に関する評価	80.6%
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95.0%

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」と「やや良い」)を得た回答の割合を示しています。

## 財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成27(2015)事務年度の実績の評価については、「目標については、過剰に高いものでなく、また、易し過ぎるものでもなく、その立て方も整備されてきた。」「e-Taxについては、マイナンバーが導入された今が利用促進を前進させる良い機会であり、その利便性について、PR等を強力に進めていくべきである。」「開発途上国への支援は非常に重要である。国税職員の高いコンプライアンス意識を伝授するような支援については、これからも是非続けてほしい。」などの意見をいただきました。

※ 詳細については、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(<https://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/jissekihyoka/01.htm>)をご覧ください。

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。  
 「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。  
 また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。  
 表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

## 租税収入・予算

## 【平成27(2015)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額 (総計に占める割合)
	百万円	百万円
源泉所得税	14,706,000	14,773,154 (24.6)
申告所得税	2,884,000	3,033,983 (5.1)
法人税	11,741,000	10,827,403 (18.1)
相続税	1,761,000	1,968,440 (3.3)
消費税	17,112,000	17,426,292 (29.1)
酒税	1,308,000	1,338,006 (2.2)
たばこ税	906,000	953,553 (1.6)
揮発油税	2,466,000	2,464,555 (4.1)
石油ガス税	10,000	9,201 (0.0)
航空機燃料税	51,000	51,312 (0.1)
石油石炭税	628,000	630,446 (1.1)
電源開発促進税	323,000	315,908 (0.5)
自動車重量税	374,000	384,930 (0.6)
関税	117,000	1,048,742 (1.7)
とん税	10,000	9,914 (0.0)
その他*	—	16 (0.0)
印紙収入	1,027,000	1,049,547 (1.8)
小計	56,424,000	56,285,403 (93.9)
地方法人税	522,500	516,125 (0.9)
地方揮発油税	263,800	263,697 (0.4)
石油ガス税(譲与分)	10,000	9,201 (0.0)
航空機燃料税(譲与分)	14,600	14,660 (0.0)
自動車重量税(譲与分)	256,700	264,193 (0.4)
特別とん税	12,500	12,393 (0.0)
地方法人特別税	2,175,300	2,080,608 (3.5)
たばこ特別税	140,100	147,530 (0.2)
復興特別所得税	367,700	370,690 (0.6)
その他	—	4,872 (0.0)
総計	60,187,200	59,969,372

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

## 【平成29(2017)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
	百万円
一般経費	41,337
情報化経費	9,831
納税者利便向上経費 <sup>※1</sup>	888
国際化対策経費	58,738
庁・局署一般経費等 <sup>※2</sup>	7,630
職場環境整備・安全対策経費 <sup>※3</sup>	13,315
税制改正関係経費	2,109
税務大学校経費	267
国税不服審判所経費	943
酒類総合研究所経費	5,553
共通番号制度関係経費	140,612
小計	559,804
人件費	700,416
国税庁関係予算合計	700,416

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2 「庁・局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

## 申告・課税状況

## 【所得税の課税状況】

(平成28(2016)年分)

総人口	万人	12,693
就業者数		6,440
確定申告者数		2,169
還付申告		1,258
納税申告		637
所得者別内訳		
事業所得者		173
その他所得者		464
不動産所得者		110
給与所得者		246
雑所得者		77
上記以外		31

## 【相続税の課税状況】

(平成27(2015)年分)

死亡者の数	1,290,444人
課税対象となった被相続人の数	103,043人
納税者数(相続人の数)	272,714人
課税価格	145,714億円
税額	18,116億円

## 【贈与税の課税状況】

(平成27(2015)年分)

課税人員	452,004人
取得財産価額	21,028億円
税額	2,156億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収・公正・公平な課税・

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## 【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成27(2015)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
給与所得	千件 3,540	億円 102,770
退職所得	—	2,277
利子所得等	40	3,967
配当所得	138	46,196
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	11	5,754
報酬料金等所得	2,838	11,974
非居住者等所得	33	6,480
合計	—	179,417

※1 源泉徴収義務者数は、平成28(2016)年6月末現在の計数です。

※2 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

## 【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成27(2015)事務年度)

法人数	3,048千法人
申告件数	2,825千件
申告割合	90.5%
黒字申告割合	32.1%
申告所得金額	615,361億円
申告欠損金額	137,118億円
申告税額	113,844億円

※ 法人数は、平成28(2016)年6月末現在の計数です。

## 【消費税の課税状況】

(平成27(2015)年度)

区分	納付	還付
申告件数	個人	1,128千件
	法人	1,842千件
	合計	2,970千件
税額	153,195億円	36,792億円

## 【酒類の課税状況・生産状況】

(平成27(2015)年度)

区分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	444	63,484
合成清酒	35	3,390
連続式蒸留焼酎	367	82,994
単式蒸留焼酎	481	115,963
みりん	96	2,124
ビール	2,794	599,781
果実酒	107	8,784
甘味果実酒	5	589
ウイスキー	111	40,005
ブランデー	5	1,821
発泡酒	536	102,213
原料用アルコール・スピリッツ	532	40,603
リキュール	1,920	157,230
その他の醸造酒	506	41,361
粉末酒・雑酒		
合計	7,938	1,260,340

## 調査状況

### 【申告所得税の実地調査状況】

(平成27(2015)事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 66	千件 55	億円 5,243	万円 794	億円 798	万円 121

### 【源泉所得税の実地調査状況】

(平成27(2015)事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件 113	千件 34	億円 435

※ 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

### 【法人税の実地調査状況】

(平成27(2015)事務年度)

区分	件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
			1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件 94	千件 69	億円 8,312	万円 888	億円 1,592
調査課所管法人	3	2	3,650	13,355	587

### 【消費税の実地調査状況】

(平成27(2015)事務年度)

区分	件数	申告漏れのあった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件 35	千件 28	億円 215	万円 62
法人	90	52	565	63

### 【相続税の実地調査状況】

(平成27(2015)事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 12	千件 10	億円 3,004	万円 2,517	億円 583	万円 489

### 【法定資料収集枚数】

(平成27(2015)事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 19,893
利子等の支払調書	10,416
配当等の支払調書	69,385
その他	235,632
合計	335,326

## 国際課税

### 【海外取引の把握状況】

(平成27(2015)事務年度)

海外取引法人等調査件数	13,044件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,362件
うち海外不正計算のあった件数	438件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,308億円
うち海外不正所得金額	167億円

### 【移転価格課税の状況】

(平成27(2015)事務年度)

申告漏れ件数	218件
申告漏れ所得金額	137億円

### 【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成27(2015)事務年度)

申出件数	137件
処理件数	98件

## 滞納状況

### 【主要税目別の租税滞納状況】

(平成27(2015)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
	億円	億円	億円	億円
所得税	4,959	1,552	1,988	4,523
うち源泉所得税	1,877	382	638	1,621
うち申告所得税	3,082	1,170	1,350	2,902
法人税	1,267	634	832	1,069
相続税	917	269	367	819
消費税	外 862	外 1,181	外 1,201	外 842
	3,477	4,396	4,533	3,340
その他税目	26	20	23	23
合計	外 862 10,646	外 1,181 6,871	外 1,201 7,744	外 842 9,774

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。  
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

## 査察

### 【査察調査の状況】

(平成28(2016)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			億円	1件当たり 百万円	億円	1件当たり 百万円
178	193	132	161	83	127	96

### 【告発事件の税目別状況】

(平成28(2016)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		百万円	1件当たり 百万円
所得税	27	2,282	85
法人税	79	6,503	82
相続税	2	482	241
消費税	23	3,379	147
源泉所得税	1	46	46
合計	132	12,692	96

国税庁について

納税者サービスの充実と  
行政効率化のための取組

適正・公平な課税・  
徴収

権利救済

酒税行政の  
適正な運営

税理士業務の  
適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## 権利救済

## 【異議申立ての状況】

(平成27(2015)年度)

区分	異議申立件数	新規申立件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	3,468	2,867	2,859	264	53	211	9.2
徴収関係	373	324	341	6	5	1	1.8
合計	3,841	3,191	3,200	270	58	212	8.4

※ 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

## 【審査請求の状況】

(平成27(2015)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	3,459	1,902	2,136	183	37	146	8.6
徴収関係	259	196	175	1	0	1	0.6
合計	3,718	2,098	2,311	184	37	147	8.0

## 【訴訟事件の状況】

(平成27(2015)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数①	終結件数②	敗訴件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	405	78	218	21	18	3	9.6
徴収関係	76	21	40	1	1	0	2.5
審判所関係	6	2	4	—	—	—	—
合計	487	101	262	22	19	3	8.4

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

## 税務相談

## 【相談の多い項目上位5位】

(電話相談センター) (平成28(2016)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	530
2	所得税	住宅借入金等特別控除	280
3	所得税	医療費控除	248
4	所得税	年末調整	247
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	185

(タックスアンサー) (平成28(2016)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	所得税の税率	2,882
2	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,147
3	所得税	給与所得控除	1,480
4	所得税	扶養控除	1,412
5	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)	1,403

## 【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成28(2016)年度)

税目	件数
所得税	2,859
法人税	238
資産税	986
消費税等	311
その他	1,292
合計	5,685

# 国税庁レポート 2017

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2017年6月発行  
編集・発行 国税庁

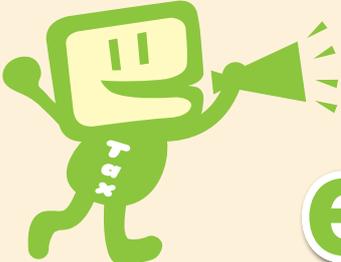
〒100-8978

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



ネットが便利  
申告・納税

イータックス  
**e-Tax**

イータ君

国税電子申告・納税システム

詳しい情報はe-Taxホームページへ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。